

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年12月18日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、13番、福山晴美議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、9番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いいたします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点について一般質問をします。

まず、日帰り人間ドックについてお尋ねします。

日帰り人間ドックは、身体測定、視力・聴力検査、血液検査、尿・便検査、血圧、心電図、眼底、肺活量、胸部レントゲン、胃造影検査、腹部超音波検査が検査項目です。2つの医療機関において、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、日帰り人間ドックを実施しています。忙しくてなかなか時間がとれないという方に、半日で総合的な健診を行い、生活習慣病などの早期発見につなげています。

平成25年度の決算では、日帰り人間ドックの受検状況は、80名の定員に対して76件の検査補助が決算されました。平成26年度の日帰り人間ドックは、定員が国民健康保険加入者60名、後期高齢者医療制度加入者10名とされ、昨年度より定員が少なくなっています。平成26年度は広報6月号で募集されていましたが、10月号でも追加募集されました。減少傾向になっているのでしょうか。受検状況をお聞きします。

今年度は80名定員のうち20名を脳ドック検診の実施になっています。脳ドックについて調べてみますと、脳に潜む異常をMRIやMR Aによる高度な医療検査機器を用いて早期発見し、脳卒中や認知症の発症を未然に防ぐ脳専門の健康管理システ

ムで、1980年代の後半にスタートしたのが脳ドックだそうです。

日本人の死亡原因の第3位は脳卒中です。脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などは、生命を一瞬にして奪ったり、言語障がいや麻痺などの重い後遺症をもたらすことも少なくありません。これらの病気は、発症してからの治療では遅く、発症を未然に防ぐための予防が重要とされており、脳ドック導入の理由です。

私も脳ドック検診を申し込みましたが、応募者多数のため、再度、次回申し込みたいと思います。申し込み状況は、住民の皆様の健康意識の高まりが反映されたものと思われまます。本年度の申し込み状況はどれくらいの応募者多数であったのでしょうか。今年度は応募者多数で抽せんが行われました。住民の皆様の脳梗塞や脳出血、クモ膜下出血などの予防医療のニーズが高いと受けとめられます。来年度以降、脳ドック検診の定員枠をふやしていくお考えはありませんか、お聞きします。

2点目は、不登校児童・生徒についてお尋ねします。

学校は、2学期末を迎え、間もなく懇談会が行われます。中学校3年生にとって、この懇談会で進路が相談されることでしょうか。全てのお子さんが自分の将来に希望を持ち取り組んできた結果が、実を結ぶか進路変更か切実な時期です。

その中でも、学校に行きたくても学校に行けない児童生徒もいます。いじめが原因かもしれません。家庭の事情であるかもしれません。理由はさまざまですが、不登校になっている生徒についてお聞きします。

岩出市の小中学校では、一般に不登校と報告される児童・生徒は、現在、何人でしょうか。その中でも不登校の理由はさまざまですが、病気だとか、けがで出席できない生徒を省いて、長期にわたり学校に出席できない生徒は、怠学、学校に行けない不登校に分けて、どのくらいの人数になりますか。また、その生徒の中で、特に、小学校から引き続いて中学校に入学しても不登校になっている生徒はいるのでしょうか。

次に、不登校の生徒の進路についてお聞きします。

先ほども言いましたが、3年生にとっては進路の決定の時期でもあります。保護者の皆さんにとっても、もちろんご本人にとっても進路は大変気になるところですが、進学状況を含め、不登校生徒の進路については、卒業する段階で決まるのでしょうか。進路が決まらないで卒業を迎える生徒さんがいるのでしょうか。

進路については、成績が大きくかかわってきます。登校できない児童・生徒については、教科学習を教室で受けられていません。先生方にとっては評価をする資料がない場合も出て、不登校の児童・生徒の成績をつけるとき、非常に悩まれると思

います。教室で授業を受けられない児童・生徒は、保健室登校や適応指導教室に通級しています。先ほど、評価について質問をさせていただきましたが、適応指導教室などに通級している児童・生徒については、出席日数や成績について、学んだことは学校での評価に反映されるのでしょうか。学校で統一した評価についての方針があるのであればお教えてください。

以上、お聞きします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。宮本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の日帰り人間ドックについて、国民健康保険では60名、後期高齢者医療制度では10名の定員枠を設けて実施したところ、いずれも当初定員に満たなかったため、再募集の受付期間を延ばすことで、ようやく定員に達し、11月末までに国保は45名、後期高齢者は8名の計53名の方が受検されております。

議員ご指摘の平成25年度に比べ、募集定員が減少していることについては、両制度において特定健診が義務化され、人間ドックとの検診項目においても大きな差異がなく、定員に満たない年度もあったことから、見直しを図ってきたものでございます。

2点目、脳ドック検診の導入理由と申し込み状況についてであります。脳ドックは、クモ膜下出血や脳梗塞など脳卒中の症状が出現する前に異常を発見することを目的とした検診でございます。

市では、脳血管疾患による保険給付が多く、こうした病気が発症した場合、麻痺症状など、その後の生活に大きな影響を与えるもので、窓口等でも脳ドック実施を要望する声があったことから、今年度より導入することといたしました。募集については、先着順ではなく、抽せん方式で実施し、定員20名に対し、90名の申し込みがありました。

3点目、来年度以降、脳ドック検診の定員をふやす考えはについてであります。今回は、導入初年度で、今後の申込者数の動向について不確定な面はありますが、今年度の申込者数より関心の高さが感じられることから、定員の見直し等、検討してまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の2番目の1点目、不登校児童・生徒の現状につきましては、11

月末現在で、小学生6名、中学生42名です。そのうち長期にわたり継続している児童・生徒の数は、小学生3名、中学生22名です。

このうち学校に行きたくても行けない児童・生徒は、小学生3名、中学生17名、怠学は中学生1名、どちらとも判断しにくいまたは複合要因は中学生4名となっています。また、中学1年生の不登校生徒のうち、小学校から不登校が継続している生徒は2名であります。

次に、中学3年生の不登校生徒の進路状況につきましては、平成25年度の中学3年生不登校生徒のうち23名が高校へ進学、うち定時制9名、通信制3名、1名が専門学校へ進学、5名が就職、5名が未定となっております。

なお、不登校生徒の高校進学に際しては、必要に応じて該当生徒の状況を学校長副申書にまとめ、受験先に届けるなど、受験に当たっての配慮をしております。

続いて、適応指導教室については、現在の入室登録者は、中学生14名で、そのうち6名がほぼ毎日通っていますが、残りの8名は欠席がちです。適応指導教室に通う生徒につきましては、本教室に出席した場合は、学校での出席扱いとしており、学校の定期テストを本教室で受けた場合や本教室で取り組んだ課題を学校に提出した場合は、学校の評価に反映するようにしております。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどの人間ドックでの検査結果が医療機関から市に提供されますが、提供を受けて、市は生活習慣病の予防など、どのような取り組みをされていますか。また、住民の皆さんの参加状況はどのようになっていますか、お聞きします。

2点目、不登校児童・生徒は、学校に出席できない理由はさまざまであります。何とか適応指導教室に通ってきても、出席している生徒・児童は異学年であり、不登校になった状況もさまざまであるため、学習のつまずきの状況や学習理解の状況も異なります。その生徒の学習指導に当たる先生方は、一人一人に手を差し伸べようとして努力されていますが、現状は大変だと思われれます。少しでも不登校になった時期からのつまずきにかかわることができたら、生徒の自信につながると思います。

教員経験者で、団塊の世代と言われる方々が退職され、その方々がボランティアで指導をしているという自治体もありますが、その方々にお力をおかりしてボランティアをお願いするなども含め、指導に当たる先生の拡充や今の適応指導教室では教室が狭いように感じます。教室の拡充が望まれます。市のお考えをお聞きします。

先ほどのご答弁で、進路未定という方がおられたように思うんです。3月31日で

義務教育が終わって、学校の関与はないのではないかと思うんですが、このお子さんたちの将来というのは、どういうふうになっていくんでしょうかねって、そう思うんですが、もしお考えというか、何かこういう指導があるというか、そういうふうなものがあれば教えていただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

人間ドックの検診結果を受けての生活習慣病予防に向けた取り組みについては、検診結果は年度末に送付されるため、次年度における特定健診事業として取り組んでございます。

市では、乳幼児健診、訪問等における育児指導の中で、乳幼児期からの生活習慣病予防のための食生活指導を実施しており、成人を対象としては、げんきアップ教室や健康講座、各種がん検診などで、食生活や日常生活を改善する等、生活習慣病のための保健指導や心の健康についての啓発を行っているところでございます。

また、特定健診事業においては、個別と集団やがん検診とのセットでの健診など、健診機会の選択肢を拡大し、今年度からは集団健診を土曜日に実施するなど、健診率の向上と利便性の向上を図っているところでございます。その中で特定保健指導の対象者には、生活習慣の改善のための取り組みの支援や、食事、運動等の改善に向けた実践的な指導、励ましの支援を行ってございます。

住民の皆さんの参加状況についてでございますが、平成24年度におきましては、特定保健指導に参加された方が18名でございます。平成25年度は14名ということでございます。市といたしましては、今後も生活習慣病等の予防や早期発見、治療につなげるなど、健康の保持・増進を図るため、保健事業や健診事業の充実に努めてまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問、指導者及び適応指導教室の拡充についてというのと、進路未定の子供たちへの指導はどうなっているのかについてであります。

指導者につきましては、現在、指導員2名、補助員2名を雇用しており、現体制で対応可能であると考えておりますが、教職経験者等で適任のボランティアがいればお願いしていきたいと考えております。

施設面につきましては、教育委員会といたしましても、今後の重要な課題と認識しております。まずは、ほぼ毎日、適応指導教室に通えるようになった子供たちに

ついて、その子の状況に合わせてながら、学校への登校を試みていくことが重要であると考えております。

卒業後、進路未定の子供たちにつきましては、その後、学校から、ただ卒業したからそれで終わったんだということではなくて、いろいろ問い合わせとか訪問等しながら状況を伺っておりますが、中にはアルバイトをしていたり、けどもなかなかまだそういうことにつけないというふうな子がいるということで、そういう状況を伺っております。

以上です。

○松下議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、福山晴美議員、総括方式で質問をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。よろしく申し上げます。

13番、福山晴美です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

今回は、1番目として、紀の国わかやま国体の開催準備について、2番目に、岩出市巡回バス運行について、質問させていただきます。

まず、1番目の紀の国わかやま国体の開催準備についてお聞きいたします。

6月議会では、準備状況とともに、リハーサル大会での注意点についてお聞きした中で、リハーサル大会の位置づけとして、本大会開催へ練習の場と位置づけているとのことをお聞きしました。8月のハンドボール競技については、私も当日の朝、ボランティアとして会場に行きましたが、台風接近による大雨洪水警報が発令されたため、競技会は開催されましたが、残念ながら、ボランティア、競技補助員の参加、おもてなしコーナーへの出店は全て中止となりました。このとき、かき氷を準備してくださっていたボランティアの方には、本当に大変やったと思います。

職員さんは、台風の対策も含め、ハンドボール競技の開催は大変であったと思いますが、練習の場として、当初予定していたことは、全くできなかったのではないかと感じていました。ハンドボール競技で検証できなかった点については、11月のボウリング競技とバドミントン競技の中で予定どおりできたのかどうかと気になっています。

そこで、まず1点目として、ハンドボール競技も含めて、3つの競技のリハーサル大会について、ボランティアの方々や職員さんの動き、また、おもてなしコーナー、駐車場等の環境整備面においてどうでしたのか、お聞きします。

2点目として、リハーサル大会は、国体本番を想定した大会であります。例えば、バドミントンの競技は、日本リーグの2部リーグを充てたものであり、参加チームも男女とも8チームの計16チームでした。来年の本番は、もっと多くのチームが参加されることと思いますので、参加チーム、参加人員等はさらに大規模になると思っています。

既に想定されていると思いますが、来年の本番を見据えて、今回のリハーサル大会において、どのような問題点がありましたか。参加された選手、監督の皆さん、競技会、職員さん、ボランティアの方々からどのような意見があったのか、反省点や課題を掘り出し、その対策を検討し、本大会の円滑な運営に反映させていくことが求められると思いますので、どのように把握されているのか、お聞きいたします。

2点目に、岩出市巡回バスの運行について質問いたします。

岩出市内を巡回しているバスについては、時々市民の方からいろいろな声を聞くことがあります。先日も高齢者の方からお話をいただいて、リハビリに通っているので、病院への交通手段の確保に毎度大変だということを知りました。話によると、「私ら年寄りはお出かけと云ったら病院か買い物に行くことがほとんどで、歩いていくことが多い。遠いところに行くのは大変でね。バスが走っているのは知っているんやけど、なかなか利用しにくくて、こんなこと言ったら笑われてしまうけども、病院めぐりみたいなバスなんかあったら便利でいいなと友達と話したんよ。」というのを私も聞きまして、もしかしたら、病院めぐりというのはあれかもわからないですけども、将来そういうバスも必要になってくるのかなと正直思いました。

これからますます高齢化が進み、近い将来、4人に1人が高齢者になると聞いたことがあります。新聞紙上で、近年、高齢者の交通事故が増加の傾向にあり、その対策の手段の1つとして、免許証を自主返納していただけるようお願いしているさまざまな事情により、それも困難なことがあるという記事を見ました。核家族化が進む中、高齢者世帯も増えてきています。年をとると今まで不自由でなかったことが不自由になってきます。そのようなときに免許証を返納してしまうと心配だと思うことも原因の1つではないかと考えられます。

そのためにも1人でもたくさんの方に、岩出市内巡回バスのことをよく知っていただき、今あるバスを市民の足にできればと考えます。岩出市巡回バスは、平成8年11月から、福祉バスとして高齢者や障がい者など、みずから交通手段を持たない交通弱者の交通利便の向上を図るため、市内の巡回運転を開始し、当初巡回バスは、市役所を中心に市内公共施設等きめ細かく運行していたが、運行時間や便数、また、

停留所の設置などの課題等もあり、住民から利便性を求める声が多くあったことを聞いています。

その後、平成21年6月から、これまでの4ルートから3ルートに見直され、そのルートは、病院やスーパーなど利便性を重視した設定となり、また、平成23年4月からダイヤ改正等も行い、その結果、利用実績は、平成21年度実績の3万2,640人、1便当たり3.69人であったのが、平成25年度の実績では3万8,866人、1便当たり4.47人と、比較すると利用人数としては6,226人、1便当たり0.78人増と、乗車人員も伸びているようです。

市では、このように住民に利用しやすい、常に巡回バスのルートやバス停を見直し、通院、買い物等の利便性の向上を図り、交通弱者である高齢者や障がい者などの生活向上の確保に取り組んでくれています。

岩出市は、和歌山県北部では唯一人口が増加している街で、県内で一番若い街ですが、市も高齢化の波は避けることができず、交通弱者である高齢者の増加は避けられないものであるという意見もあります。そうなると、今後、ますます高齢者等が買い物や通院など地域内の日常生活の移動手段として、巡回バスのネットワーク化が必要不可欠であると私は考えます。

そこでお伺いたします。本年10月に実施した巡回バスアンケート調査についてですが、1点目として、アンケート調査ではどのような意見が出されましたか。どのような意見が多くありましたか。

2点目として、今後の乗員数を増やす方策についてどうお考えなのか、お聞きします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 紀の国わかやま国体の開催準備の1点目、リハーサル大会の結果についてお答えいたします。

大会を開催するに当たりまして、運営を円滑に行うため、運営主体を総務部と競技会場部に分けておりまして、総務部では、総務係、受付案内係、おもてなし係及び弁当美化係の4つの係、競技会場部では、医療救護係、輸送駐車場係、消防警備係、競技会場係、式典係及び記録速報係の6つの係に分け、任務終了後に問題点や反省点を踏まえた上で、報告書を提出していただくこととしておりました。ボランティアさんにつきましては、各係の補助という立場で参加していただき、競技進行につきましては、県の各協会に運営をしていただきました。

大会結果について、まず、ハンドボール競技ですが、8月9日、台風の接近に伴いまして午前9時22分に大雨洪水警報が発令されたことから、ボランティア及び競技補助員の活動は中止、おもてなしコーナーについては閉鎖しており、当初予定の検証には至っておりません。参加チームは8チーム、選手、監督の参加者数は116名、観客数につきましては、9日、10日の2日間で845人、職員体制は延べ104人です。駐車場は、市役所東側駐車場と大宮緑地総合運動公園の駐車場を活用し、後催県からの視察として、鹿児島県、福井県から5名の視察に来られております。

ボウリング競技では、参加チームは44チーム、選手、監督の参加人数は198名、観客数は11月6日から9日までの4日間で427人、職員体制は延べ161人、ボランティアについては延べ71人となっております。駐車場につきましては、当初は東公園プール駐車場及び市民総合体育館駐車場からバスによる送迎を予定しておりましたが、協会から会場の近くにと要望がございましたので、急遽、株式会社コメリ様、創価学会様のご協力をいただきまして、大会用の駐車場として利用させていただいております。後催県からの視察では、岩手県と福井県から5名の視察がございました。

バドミントン競技では、参加チームは男女とも8チームの計16チーム、選手、監督の参加者数は244人、観客数は11月22日から24日までの3日間で合計3,583人、職員体制は延べ167人、ボランティアでは延べ54人です。駐車場は、市民総合体育館の駐車場で対応できておりまして、後催県からの視察では、愛媛県、岩手県、鹿児島県から、これも5名の方が視察に来られております。

次に、2点目の問題点、課題の把握についてですが、各係からの報告書、選手、監督に対するアンケート調査、ボランティアさんからの意見等を参考にして、現段階で把握している点について、お答えさせていただきます。

ハンドボール競技では、台風等の不測の事態が発生した場合の対処について、よい訓練になったと思いますが、問題点として、選手控室と体育館を結ぶ動線の雨よけ、それからアップ会場がなかったということについての指摘がございました。限られた屋外スペースの中ですので、この点については、協会と協議していく予定でございます。

ボウリング競技では、会場が民間施設ということで制限もありましたが、問題点としては、選手控室のモニターとアナウンス、それからボール置き場のスペース、エレベーターがないのでボール等の移動が大変であったというような指摘をいただいております。施設によりまして、できること、できないことがありますので、

これも協会、また、紀の川ボウルとの協議を進めてまいります。

最後に、バドミントン競技では、大会関係者、選手、それから一般観客の方の動線の区別、それからタクシーの乗車場所の確保、おもてなしコーナーで軽食、それから子供の預かり所、観客席が少ない、案内表示等についての指摘がございました。それぞれの問題点について検討してまいります。

以上、各競技別の問題点、課題でございますが、こういった問題点の指摘のほか、職員、ボランティアさん等の対応がよくて気持ちよかった、施設が利用しやすい、トイレがきれいでもよかった等の意見もいただいております。

なお、議員のご指摘にもありましたように、国体本番は、リハーサル大会と比べて参加チーム数、観客数等、あらゆる面で大規模になることが想定されます。会場の施設、駐車場、おもてなし分野等、全ての分野において規模の違いを想定した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 議員ご質問の2番の岩出市巡回バスアンケート調査の意見についてでございます。

今回のアンケートは、高齢者等交通弱者の日常生活における交通手段の確保を主な目的として運行を行っており、岩出市巡回バスに関して、利用者の満足度調査及び今後の運行改善に関する資料や情報として活用するため、10月1日から31日までの1カ月間実施いたしました。

アンケート用紙及び回収ボックスを巡回バス車内及び公民館を初めとする市内各公共施設に設置するとともに、市のウェブサイトや将来利用者となる可能性のある方を対象として、老人クラブ連合会を通じ、市内老人クラブ会員への回答を依頼し、実施を行いました。回収数は計233通でございます。そのうち巡回バスを利用していると回答された方について、122通、全体の約52%でございます。

なお、詳細につきましては、現在、分析中でございますが、その回答内容を見ますと、巡回バスを利用していないと回答された方の理由のほとんどは、自家用車を利用しているとのことでしたが、先ほど議員ご指摘のように、将来、運転免許証を返納した際には、利用したいとの意見も多数ございました。

高齢化社会の進展により、利用される方の増加が予想されることから、今後も巡回バスを初めとする各バス路線の確保、維持が必要となってくるものと考えてございます。

また、少数でございますけれども、巡回バスの利用方法がわからない、巡回バスそのものを知らないといったご意見もあったことから、今後、より一層の周知、啓発を必要であると再認識をいたしました。

巡回バス利用者の方の回答には、利用の目的地として、スーパーマーケットなどの商業施設や病院、金融機関、市役所などが多く、運行の目的である日常生活の交通手段としての利用が定着しつつあると考えてございます。

意見としましては、住んでいる団地の近くにバス停があれば利用しやすい、もっと病院等の近くにバス停があればうれしい、バス停表示をわかりやすくしてほしい、バスのとまれるゾーンを設置するなどの意見がございました。現在、大阪方面バス・紀の川コミュニティバスとの乗り継ぎの利便性を向上させたことによりまして、巡回バス利用者は、平成21年6月のダイヤ改正以降、本年10月末時点での利用者数は約20万人を超えました。このように利用者数が年々増加傾向にあり、運行ルートが定着していることから、今後は、アンケートでいただいた意見を参考として、各バス停の乗降者数などを勘案し、より利用者にとって利便性の高い運行が可能となるようなバス停配置の研究を行ってまいりたいと考えます。

なお、意見の中にありました巡回バスの利用方法などの周知につきましては、市の広報紙への掲載や市政懇談会、老人クラブの集まりなど、住民の方が集まる場において、機会を捉え、説明や啓発を行うことにより、1人でも多くの利用者が増えればと、このように考えております。

○松下議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 まず、リハーサル大会についてであります。

3競技の大会結果と現状で把握されている問題点と課題についてお聞きしました。私もこの3競技見せていただいたんですけども、それぞれの競技で、選手の人はもちろん一生懸命なんですけど、応援をされている方の熱い思いというのも伝わって、すごいよかったなと思いました。

今度、このリハーサル大会の、今後、反省点を本大会に生かして、素晴らしい国体にしていただきたいと思いますが、さっきもおっしゃってたように、やっぱり気になるところは、リハーサル大会と国体の本番の規模の違いであると思います。国体の方が参加チーム数もちろん多くなると思いますし、観客の方も市内外から多くの方が来られると思います。駐車場を初め観客席等で全ての点において、リハーサル大会以上のものが求められると思いますので、万全の状態でご国体を迎えられる

ような準備をお願いしたいと思います。

もう1点、気になっているところは、いわゆる皇族の方々が来られるかどうかであります。前回の黒潮国体では、天皇陛下が岩出市にお見えになられたことを覚えております。あのときは、多くの市民が沿道に並んでお迎えした記憶があります。仮に、岩出市に天皇陛下がお越しになられるということになれば、岩出市にとっても大変名誉なことであり、市民挙げてお迎えしなければならないと思いますが、皇族の方々がお越しになられるかどうかという決定はどのようなのでしょうか。また、決定した場合の対応は考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう1点、巡回バスについてであります。

いろいろ見直していただくことについては、よろしくお聞きしたいと思います。

1点目の岩出市の観光資源の有効活用の1つとして、平成27年度移設完成予定の一乗閣及び歴史的価値の高い根来寺を中心とした風光明媚で散策などに楽しむことができる名所として、特に、春の桜の季節とか、秋の紅葉の季節に交通の利便性を高めることがとても大切だと考えています。この時期、市外、県外からもたくさんの方が来られます。岩出市民の皆様もバスを利用して、大門、一乗閣、根来寺と散策してもらいたいのではないかと考えているんですが、この時期に巡回バスの臨時の増発や時間調整を工夫していただけるような、そんなお考えはありませんか。

もう一つ、小中学生には、夏休みなど長期の休みがあります。この時期に図書館の利用をしてもらい、読書学習の充実、自立心の向上の手段の1つとして巡回バスの利用を促進するようなお考えはありませんでしょうか。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

リハーサル大会を開催するに当たっては、各競技ともに運営面、施設面、協議会との打ち合わせを行いまして準備を進めてきました。運営面におきましては、当日、食い違いとか、当初の予定どおりの動きができない場合もありましたが、1回、リハーサル大会を経験したことによりまして、今後、解消できるものというふうに考えております。

それから、施設面のほうですけれども、規模を考えてというご指摘でございます。先ほども答弁しましたように、リハーサル大会と比べて、かなり大規模になるということは想定しております。限られたスペースの中で、有効に利用できるように改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

それから、行幸啓ですけれども、県の国体推進局におきまして、県内全ての開催市町村会場施設を対象に、行幸啓行事ができるかどうか調査中でありまして、正式決定は会期の1カ月前になるというふうに聞いております。

皇族の方々が来られる場合の対応につきましては、県、それから県警等の関係機関との調整が必要であると考えております。正式に決定した場合は、市民の皆様方にお知らせするとともに、議員の皆様方にもご協力をお願いしたいと考えておりますので、その節はよろしくお願いたします。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の一乗閣の完成等に伴った根来寺への観光客が増える、それに当たって巡回バスをもっと利用できないのか、あるいは臨時バス等のお考えはないのかについてでございます。

一乗閣がオープンいたしましたら、多くの方が、おっしゃるように、根来寺周辺を訪れることが予測されます。そういう面から考えますと、バス停の設置を行っていかねばならないのかなど、このように考えているわけですけれども、あわせて巡回バスの利用によりまして、多くのお客さんが訪問できるように呼びかけてまいりたいと、このように思います。

それから、市外、県外の方についてはJRを利用することが考えられますので、岩出駅から一乗閣や根来寺へ訪れることも想定できるので、その点のことを視野に入れたいと思います。

それから、あと臨時バスの増便についてなんですけど、これについては一般路線と多少異なりますので、ちょっと難しいのではないかと考えます。そのほかによい方法がないのかということも含めまして、和歌山バス那賀さんとも協議をいたしまして研究してまいりたいと、このように考えます。

それから、巡回バスを利用して、児童・生徒の読書学習、いわゆる図書館等への利用はどうかという件についてなんですけども、この件につきましては、巡回バスについての乗車定員は13名になっております。それから、あと料金をいただくというふうになってございます。それから、あと子供たちの読書活動の期間をどういうふうな設定にするか、いろんな課題もあるように考えられます。この件につきましては、市の教育委員会とも十分協議をさせていただいて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○松下議長 以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず1点目は、敬老会会場となる総合体育館についてであります。

敬老会の開催は、バスを各方面に出していただいたり、お弁当を用意していただいたり、日ごろ見ることのできない演芸などがあり、市民に大変喜ばれております。しかし、参加者の方から会場についての安全対策について、要望、意見が私のところに寄せられてきました。それは、会場の座席が階段状になっているため、会場から出ていく際、転倒しないかと気にかかって、演芸の鑑賞どころではないというものでした。また、会場から出ていく場合、当人は他の方に迷惑がかからないようにと少し慌ててしまうとの話もあります。私も実際に会場では、危うく転倒寸前の場面も目にしたことがございます。手すりがあれば多少階段の上り下りはスムーズにいく場合もありますが、会場では手すりがありません。転倒による危険は骨折だけでなく、頭部を打てば命にかかわることにもつながります。

当日は、当然、市の職員の方も配置されており、転倒の危険回避だけでなく、予期せぬ体調不良の場合にも対処できる状況をつくっておられるかと思いますが、いっどこで起きるかわからない転倒による事故が発生させないためにも、安全性については、常に意識を持って対応していかなくてはならないと思います。そこで、会場の安全性について、市の認識と取り組みについてお聞きをいたします。

敬老会の内容などについては、さまざまなお意見がございます。例えば、演芸についての意見や弁当の内容、バスの集合場所の問題など、その意見も多種多様で、全てに納得がいくようにすることは不可能かと考えますが、しかし、参加者から上げられる意見の把握、これについてはどのようにになっているのか、また、どのようにつかんでいるのか、お聞きいたします。

3つ目は、参加できない方への対応についてであります。

行きたくても行けないという方、例えば、一人での外出が困難な介助が必要な方や、ベット上の生活を送っている方も少なくありません。また、入院している方など、こうした状況に何らかの平等な対応ができないものかという市民の意見をたくさんいただいております。参加できない該当者についての対応について、どのように考えるのかをお聞きいたします。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員のご質問にお答えいたします。

敬老会会場となる総合体育館について、1点目の会場内の安全性についてでございますが、階段式の観覧席は、歩行に支障のある方には上り下りが負担であったり、転倒の心配があることは十分認識しております。そのため、階段の上り下りができない方のために、直接フロアで観覧できる場所を設けております。また、観覧席の登り口に身体を支えるための手すりを特別に設置するとともに、会場内には職員を配置し、介添えや移動時の支援を行う等、転倒に対して細心の注意を払うよう努めております。

2点目の参加者からの意見はについてでございますが、毎年、敬老会終了後にいただいた参加者の意見や運営スタッフである各係ごとに気づいたことや気になる点について意見集約を行い、老人クラブ代表、区自治会代表等から成る実行委員会で、次年度に向けて問題解消への対応や改善方法等慎重に協議・検討しているところであります。特に、対象者が高齢者であることから、安心・安全面等に最大限に気を配る必要があるため、仮設の手すりの設置や段差への注意喚起の表示、総合体育館東側入口の渋滞及び安全対策としての警備員の配置、受付時の熱中症対策、弁当の保管方法等、これまでいただいたご意見等を踏まえ、種々の改善を図ってきたところであり、今後も高齢者の視点で検討・協議し、事故防止の徹底に努めてまいります。

3点目の参加できない該当者への対応についてでございますが、市内各所に臨時的停留所を設け、送迎用バスを運行することで、移動手段がないなど、会場まで来ることができない方への利便性の向上を図っております。また、バスには運営スタッフとして、民生委員、児童委員や職員が添乗し、乗降の介添え等の支援を行うよう心がけております。今後もさまざまなご意見を参考に、多くの皆様が一日楽しくお過ごしいただける敬老会の実施に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけお伺いしたいと思うんです。

最後の点で聞いたところの部分で、参加できない方についての部分は、今言われたのは、多分バスで迎えに行った場合に、職員等々も付き添いながら、乗りやすくしたりとか、そういった形でやっていっているということですが、私がちょっと言いたいのは、全く足を運べないという方々に対する支援じゃないんですけど、そう

いう平等な対応というのは何かできないものかということがあるんで、それについてどのように考えているのかをお聞きしたいなということを思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

敬老会に参加したいけれども、バス自体も使えないというような方に対する対応ということでございます。いろんなケースがありますので、全ての方に対応するというのは、恐らく難しいことであろうかなというふうには考えてございます。ただ、そういうご意見もあるということ踏まえた中で、実行委員会等で検討していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱についてであります。

3年ごとに発表される日本の子供の貧困率は、過去最悪の16.3%、2012年になりました。ほぼ6人に1人の子供が貧困状態にあることを示す数字です。国民全体の貧困率16.1%を上回ったのも今回が初めてです。

日本の子供の貧困率は、OECD加盟国34カ国中、ワースト10の深刻さです。中でも深刻なのはひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6%に及びます。貧困率が急増する背景には、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大があります。

国連は、子供の経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定と強く警告し、各国に克服を求めています。経済協力開発機構、OECD加盟34カ国中でも最悪水準にある日本でこそ、子供の貧困の解消は緊急の課題として位置づけなければなりません。

昨年6月に成立した子どもの貧困対策推進法は、どういう状況が貧困なのかという基本概念も定義されていないことや、貧困率の削減目標も盛り込まれないなど不十分な法ですが、子供の貧困解決に社会全体に取り組んでいく第一歩となります。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会

均等を図るため、子供の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

そして、今年8月に貧困法の課題や目標を示した子どもの貧困大綱が閣議決定されました。親から子への貧困の連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題等々を挙げています。しかし、実効性ある施策が乏しく、間接的な支援ばかりとなっています。しかも大綱は5年後に見直しを行う方向ですが、実態に即したものになるのか懸念いたします。

親の病気や死去、離婚、失業など、さまざまな事情で家計が苦しくなり、子供にしわ寄せがいく。子供の貧困の広がりが、厚労省の2013年の国民生活基礎調査でも浮き彫りになりました。特に、苦境に立たされているのはひとり親世帯です。同世帯の子供の貧困率は54.6%と突出しています。

調査の中で、ひとり親世帯のほとんどを占める母子世帯の8割以上が生活が苦しいと答えました。大変苦しいと訴える母子世帯は49.5%に上りました。シングルマザーは働いている人たちがほとんどです。一人で子供を育て、働くという厳しい条件の中で、幾ら働いても困窮状態から抜け出せない事態は、社会のあり方として異常な姿です。

最近では、両親のいる世帯でも子供の貧困が広がる傾向があると言われていています。父親が失業し、母親が非正規雇用の子育て世帯の増加などです。親の過酷な雇用、経済環境が子供たちを直撃していることは極めて重要です。貧困状態に置かれた子供たちは食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療を受けられないなど、健康が脅かされています。給食費や教材費、修学旅行費などが負担できず、学校生活から脱落する子供も生まれています。経済的理由から進級・進学を断念する例は後を絶ちません。家庭や子供の自己責任では済まされません。

未来を担う子供が劣悪な状態に置かれ、将来の可能性を奪われていることは、子供の人生にマイナスだけではなく、日本社会の重大な損失にもなります。こうした子供の貧困をなくすためには、国・県はもちろんですが、地方自治体としても力を発揮し、実態に即した支援等も必要になってきます。

そこで、今回、子どもの貧困対策の推進に関する法律に対する市の考えについて、まずお聞きをいたします。

2つ目は、子供の貧困について、市の実態調査はどうか、状況をどのようにつかんでいるのかをお聞きいたします。

3つ目は、法の施行に伴って、市での施策の進捗状況についてお聞きをいたします。

4点目は、現在、次世代育成支援対策行動計画が策定されておりますが、今後、子ども・子育て事業計画が作成される予定となっております。子どもの貧困対策という点を盛り込んでいく考えについてお聞きをいたします。

5点目は、子どもの貧困対策について、福祉の視点から、そして教育の視点から、何らかの対策の考えはあるのかをお聞きいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

子ども貧困対策推進法に対する質問にお答えをいたします。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は、極めて重要であります。市といたしましても、この目的及び理念に沿って、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの施策に、国・県と協力しつつ、総合的に取り組んでいかなければならないと認識をいたしてございます。

この法律は、平成26年1月17日に施行され、法律に基づく国の子どもの貧困対策に関する大綱が8月29日に閣議決定されたところでありますので、今後、その取り組みを進めてまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

岩出市における状況につきまして、昨年度の生活保護世帯に属する子どもの高校進学率は100%、それから高校中退率はゼロ%、大学等進学率は100%となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭への子どもの就園率は、平成26年12月1日現在、80%、就業率は31.6%となっております。岩出市独自の実態調査は、現在のところ行ってございません。

続いて、進捗状況についてであります。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、去る8月29日に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところであり、市としましては、今後、この大綱に沿って各施策に総合的に取り組んでまいります。大綱に沿って、来年度、新たに、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養

育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を実施する予定としてございます。

次に、子どもの貧困対策を盛り込んでいく考えはあるのかについてであります。今年度策定する「岩出市子ども・子育て支援事業計画」（仮称）に、子どもの貧困問題への取り組みの推進について掲載する予定でございます。

次に、福祉の視点からの子どもの貧困対策については、国と協力しつつ、また、今後策定されます県の計画を踏まえ、生活支援、就労支援、経済的支援等に係るさまざまな施策の中で、総合的に取り組んでいくべきものと考えております。先ほど申し上げましたとおり、大綱に示された事業としては、来年度に新たに自立相談支援事業及び養育支援訪問事業を実施する予定でございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 続きまして、教育委員会としての子どもの貧困対策について、お答えいたします。

岩出市の状況につきましては、実態調査は実施しておりませんが、大綱の中にある子どもの貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握しております。今年度のひとり親家庭の割合は、小学校では14.2%、中学校では16.9%となっております。就学援助率は、小学校で11.1%、中学校で14.6%となっております。また、平成25年度のひとり親家庭の高校進学率は97.7%となっております。

次に、市の施策の進捗状況につきましては、今までも就学援助制度の実施や特別支援教育就学奨励費の支給、学童保育、放課後補充学習、放課後子ども教室の実施など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しているところでございます。今後も、福祉課等との連携のもと、この大綱に沿って各施策を総合的に取り組んでまいります。

続きまして、教育の視点からの施策につきましては、先ほど市の施策の進捗状況としてお答えしたとおり、学校と連携しながら進めているところであります。これらの施策を推進するに当たっては、今まで以上に学校との連携を密にしていく必要があると認識しております。

なお、大綱の教育の支援に位置づけられている学力保障として、本会議で補正予算として先日ご承認いただいた土曜学習教室を3学期から新たに始めることとしていきます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、子どもの貧困対策の推進に関する法律について、市長がお答えいただきました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、しっかりと施策を講じていくということについては、全く私たちと同じ考えであるとは考えます。

子どもの貧困対策法は、親から子への貧困の連鎖を断ち切る第一歩となる法律です。政府も、この貧困の連鎖という言葉を用いて、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないと大綱の中でも書かれております。貧困の連鎖とは、親の貧困によって子どもが十分に教育を受けることができず、進学、就職で不利な状況になる。当然安定した就職につけず、その子どもが、また子ども世代の貧困となり、十分に教育を受けることができずというような世代を超えても、なお貧困が続くということです。

こうした貧困の連鎖、先ほども就学率とか等々もお答えしていただいたように、ほぼいけてるんだという形でとらせていただくんですが、しかし、こうした親の貧困が、子どもがそのまた親になってもまた貧困というサイクルということが、政府としてもこのように言われていることなんですが、これについて、どのように市の認識としてあるのかをお聞きをいたします。

次に、計画や施策というのは、今後、必要となってくることで、今後、実際に考えていくかと思われれます。一番大事なものは、実態に即した実効性のあるものに施策というのをつくっていかないと、あっても使えなかったり、該当者がいなかったりということではなりません。

例えば、岩出市でもひとり親家庭ということも増加している中で、こういった支援ができるのかというのを1つ環境の中で、岩出市の実態の起こっている中で、考えていていただきたいというのと、具体的な点を上げると、就学助成制度ありますよね。学校給食の問題で、児童扶養手当を満額支給されている方以外から徴収するという形になりました。この点についても、本当に徴収することによって新たな生活苦が生まれてないのかというのもあわせて、実態調査ではないですけど、しっかりと検証がやっぱり必要だと思うんです。それについてどのようにしていくのかという点をお聞きいたします。

もう一つ、大綱の中には学校の教育の支援という問題では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるという形になっていまして、これが学校教育にある学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学

校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る等々と書いてあるんですが、これまでも学校内、一番現場というのは子どもの状況がわかるというのは学校現場です。そういった中では、やはりプラットフォームと位置づけるという点では、学校からこれまでもいろんな形で上がってきたと思うんですが、やはり、それは現場がしっかりと、こういうことを理解しながら、すぐに行政につなげるということをしていただくというのが大事だと思うんです。その辺について、今後のやっていかなければならない問題、また、今の段階でも、行政にもしかしたら上がってきてないかもしれないという状況もあります。また、福祉関連に上がってきてても教育に行き渡ってないという部分もあり得るかもしれません。

そうした状況から考えて、やはり、全体で子供の貧困、1人の子供が対象であれば、その人にとって、どういう福祉からどういうかわりができるのか、教育からかわりができるのかという点をしっかりと共有した中で、子どもたちを貧困から守るという対策が必要となりますが、その点について、どのようにやっていくのか、連携の問題で、そのことをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 貧困に関する再質問にお答えいたします。

子どもたちは周囲やいろいろな環境の影響を受けながら、よくも悪くも成長していくものでございます。こうした中、貧困世帯の子どもたちは多くの欠落を抱えたまま大きくなることが懸念されるところでございます。親世代の問題から少しでも自由にすることが社会の大人たちの務めであり、子どもに健全な育ちや教育の機会を提供しないことは、次代を担う地域社会の宝を失うということにつながりかねません。そういう意味では、市としましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的や理念に沿って、関係機関、関係部局と連携して、しっかりと各施策について総合的に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。よろしく願いします。

○松下議長 教育部次長。

○秦野教育部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校プラットフォームとしてどのように対応していくのかということですが、今も学校からさまざまな情報が教育委員会に寄せられてきております。例えば、子どもの虐待であったり、子どもを保護者さんが、言い方は悪いかもしれ

ませんが、夜逃げしたとか、そういった状況を逐一報告が来てございます。そういった情報を福祉課と連携しながら、教育委員会指導主事も要対協のほうに出席させていただいたりして、とにかく福祉との連携を強化しつつ、貧困対策に取り組んでいるところです。

学校は子どもの教育が中心になってくるんですが、子どもの状況を一番よく見えているのが学校だと思いますので、今後も貧困対策という視点をもって臨んでいきたい、そんなふうに思います。

なお、給食費の件もご質問あったかと思えます。就学援助で児童扶養手当全部支給以外の方については、給食費を頂戴していますが、児童扶養手当が全部支給になっていないというあたりで、給食費、ご負担いただくことについては、対応していただけるというふうに認識してございます。

以上です。

○松下議長 以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

15番、増田浩二議員、一問一答方式でお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

この12月議会では、中小企業への支援について、国民健康保険制度の改善について、岩出市の人材を活用した取り組みについての3点を質問いたします。市民の暮らし、命と健康、市政発展に向けた質問です。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。一問一答で行いますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

まず、中小企業への支援策です。

今、日本経済は、景気低迷で明日に希望が持てない状況が続いています。政府は、大企業優遇のアベノミクスの推進を引き続いて行っていくとしていますが、アベノミクスの推進を幾ら行っても日本経済はよくならなかつたのが、この間の日本の実態です。中小企業憲章では、中小企業は、企業数の99.7%を占め、そこで働く人は全体の7割を担う日本経済の主役であり、地域社会と住民生活に貢献する存在とさ

れています。その社会の主役を支援することこそ、日本経済の立て直しにとって不可欠なことです。

日本商工会議所が行っている中小企業を中心とした経済状況の調査、これでは足元の景気は好転していないことが浮き彫りになっています。急激な円安による輸入原材料高が収益を圧迫して、中小企業の経営に大きな影響を与えてきています。仕入れ価格上昇分について、ほとんど販売価格に転嫁できていないとする企業は2013年で7割、ところが2014年では8割、1割もアップをされているような状況になっています。まさにアベノミクスは、中小企業にとって恩恵どころか害悪さえ及ぼすものとなっているのではないのでしょうか。岩出市としても、このような中小零細企業の生活、これを守る取り組みが求められると考えます。

以下、幾つかの点を質問したいと思います。

まず最初に、第186国会において、小規模基本法、小規模支援法が成立をしました。1999年に中小企業基本法の改悪で、大企業と中小企業との格差是正、不利の補正を放棄し、小規模零細企業をこの間切り捨ててきたという施策を大きく転換するものです。岩出市としては、この法律をどう認識し、今後の市政運営に生かそうとしているのかをお聞きをしたいと思います。

2点目として、この法律の第9条では、中小企業の実態を明らかにする調査を行い、その結果を公表するということが求められていますが、岩出市ではどのように対応していくのでしょうか。本来、地域の実態を把握する上では、国から言われなくても独自で調査を行うということも当然だと思うんですが、今後の市の対応についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、個人事業主や家族経営などの零細業者、従業員5名以下の小企業者が地域経済の主役であると位置づけられております。また、その振興が必要だとされています。岩出市としての振興策をどう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、第7条では、自治体の区域の条件に応じた施策を策定し、実施する責務規定も設けられることになりました。岩出市としては、いつをめどに策定をしていくのでしょうか。

5点目として、中小零細業者を支援する住宅リフォーム助成制度の取り組みというものは、地域循環型経済を目指す、今、重要な施策として注目が集まっています。2014年度で628の自治体で取り組まれてきているのです。市として全国に学び、助成制度を行うべきではないのか。個人資産の形成に対する助成は適切でないとして、

調査や研究、こういうものも行おうとしないのは、私は全国に学んでいない証拠のあらわれではないのかというふうにも思うんです。小規模基本法をの精神を生かしていく上でも、住宅リフォーム制度、この点についてどうなのをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業への支援についてであります。小規模企業振興基本法並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律につきましては、小規模企業の活力を最大限に発揮させるための新たな施策体系を構築するに当たり、大きな指針となる法律であると認識をいたしてございます。平成26年6月27日公布、施行された小規模企業振興基本法は、これに基づく小規模企業振興基本計画が、経済産業省により平成26年10月に策定されたところであります。現時点においては、具体的な施策などが示されていない状況であります。今後、国・県と連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

また、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関する取り組みにつきましては、商工会において経営発達支援計画を策定し、国の認定を受けることが先決でございますので、現時点で市としての施策はございません。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 中小企業の支援についての2点目、対応についてであります。小規模企業振興基本法第11条に、政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に小規模企業の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならないとされていることから、市としましても、国の動向を注視し、対応してまいります。

次に、3点目につきまして、市としましても議員ご質問のとおり、個人事業主や小規模事業者の振興は必要であると考えます。今後も社会の情勢を注視しつつ、関係機関と連携し、小規模事業者支援策について検討いたします。

次に、4点目につきまして、小規模企業振興基本法第7条に、地方公共団体の責務として、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。今後のスケジュールとしては、経済産業省が定めた小規模企業振興基本計画に基づき県と連携・協力を図り進めてまいります。

5点目、住宅リフォーム助成制度につきましては、過去の議会でもお答えいたし

ましたとおり、導入する考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の小規模基本法には3つの着目するポイントがあると言われております。1つは、これまで急成長型の企業などに特化していた支援、これを成長型という部分だけではなく、産業空洞化、また、内需不振が長引く中で技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持など事業の持続的発展の重要性が位置づけられている点です。

2つ目は、単に個別に支援するだけではなく、商業の集積などの役割を面として支援している点です。

3つ目は、地域経済の主役は、個人事業主、家族経営などの零細業者、従業員5人までの小企業者など小規模企業者の9割を占める小企業であり、振興策が必要だとしている点です。このような点では、まさに今、この岩出市においてもこういう中小零細業者に対する支援というのが改めて求められているのではないかというふうに思います。

先ほど、市長は、現時点では新たな施策というものは無いというようなことなんかもおっしゃられました。その点では、やはりこの法の趣旨からいっても、新たに市独自としてもいろんなことを考えていくべきだと思っております。そういう点では、現時点ではということなのであれなんです、新たな施策をやらないという理由は何なのかという点をお聞きしたいと思っております。

それと、もう1点は、住宅リフォーム制度というものなんかは、この法の精神に、まさに応えるようなそういう制度ではないのかというふうに思っております。中小零細企業の生活なんかを守っていくという点を初めとして、地域の仕事起こし、市民所得ですね、この向上なんかも図られていくと。市税収入のアップで市としての財政力も豊かになるというものです。

先ほども言いましたけれども、全国の中で実施している自治体、約3分の1程度の628もあるという状況になってきています。これ、松山市なんかは今、実際されているんですが、松山市なんかでは、今年度の制度の中で、利用者について改修資金の融資というものを銀行なんかで受ける場合に、通常のリフォームローンから別立てとして市が補助をして、特別に貸付利率を引き下げた優遇ローンというのを伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信金、こういった3つの金融機関で活用できるようにしているんだということなんかも言われています。

そして、そういうことが必要なのは、松山市としては、今年の4月から消費税の増税に伴って、中小企業の売上げの減少というものが懸念されるということから、地域経済の活性化を図るために、中小企業支援施策の一環として実施するとしています。そして、幸せを実感できる松山づくりに、こういうことはつながっていくんだということも言われています。

そういう点では、岩出市としても、先ほどおっしゃられたけども、この制度そのもの自身というものを私はもっと深く理解もするというと同時に、中小企業支援施策の一環として、やはり、どうなのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、私の方から施策はないと答弁したと言っておりましたが、そういうことはございません。もう一度言います。現時点において具体的な施策などが示されていない状況でありますので、今後、国・県と連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度を導入しないのかということですが、住宅リフォーム助成制度が対象とするものは、個人の財産価値を高める行為であり、これに公的資金を投入することは公共性・平等性は保たれているとは言えません。また、リフォーム助成制度の恩恵を受ける業種が限られており、市域全体の小規模事業者の振興につながるものとは考えられないものと考えています。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市長の方から、県と国の方が示されていないだけだということなんで、そういうことだったということの答弁だったと思います。

その点では、今、12月です。そして、来年度予算というものなんかもこれから組んでいくということになるんですが、岩出市において、国とかとの部分は関係なくとして、市独自としての来年度予算で新たな活性化施策という取り組みなんかについては、どのようにお考えなのかという点を1点。

もう一つは、いつも当局の方が個人の資産形成という、そういうことをおっしゃられるんだけど、今、全国的にはそういう個人資産の形成にという部分があるから、それはおかしいんだというような理論で実施されてはいないんですね。実施というんかな、そういうことなんかは飛び越えて、今の住宅リフォーム助成制度そのもの自身については、いろんな経済効果というのが10倍もある、20倍もあると。中にはもっとそれを飛び越えた、そういうような効果があるんだよという、そんな中で実施がされてきているんです。

そんな中で、海南市なんかでも、来年は制度自身なんかも拡充するんだというようなことも言われてきています。そういう点では、岩出市としてわかる範囲で結構ですんで、他市の状況などについては、来年度どのようにされていくのかというようなことをつかんでおられるのかどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、市では、現在、考えているといたしますか、小規模事業者に対して、こういった点につきましては、市は、先ほど言いました法の施行に先立ちまして、プレミアム商品券であるとか、利子補給であるといったところ、先立ちまして、市では実施しているところです。やっていることを我々はきっちりとやっていくということで考えています。

それから、リフォーム、他市の状況につきましては、他市の来年度の状況がどうなるのかということのところまではつかんでいませんが、現在のところでどういった自治体を実施しているのかとか、その内容については公表されている情報の中から得ているところでございます。

○松下議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、国民健康保険制度の改善についてであります。

今、岩出市の国保は、危機的な状況になっていると言わざるを得ません。この間、国が地方自治体への国庫負担金削減を行い、このことが岩出市でも国保税の値上げという、その大もとについては引き上げを起す要因としてなっているわけですが、今、高い国保税を下げしてほしい、これが国保加入者の声です。

今、景気低迷、所得の低下で暮らしが大変なときに、安倍政権は消費税8%の増

税を行いました。国保加入者にとっても、岩出市政にとっても、消費税増税は大きな影響を与えてきていると思います。今、岩出市政に求められているのは、国の進める悪政から市民の暮らしを守り、防波堤の役割を果たすことこそ求められており、国保会計の健全化に向けた岩出市の対応が問われています。

日本共産党市議団は、これまでも国民健康保険制度の改善や国保税を引き下げのための提案を行ってきました。第一に、市として国に対し、国民健康保険に対する国庫負担を増やすよう強く要望すること。また、滞納者を生ませないためにも一般会計からの繰入金を増やして、減免制度の対策をすることや、この間、連続して高くなってきたという、こういう国保税を改善して、国保利用者が納付できる、そういうような金額やそのための対応をとるとのことなんです。

3つ目では、効き目では先発品と変わらない後発品のジェネリック医薬品の使用というものを取り入れるということなど、高い薬価を引き下げて医療費の削減というものに努めるべきではないかと。また、健康で長生きできる施策の推進、そのためにも早期発見、早期治療の対策をしっかりと進めるということが大事だという点、また、資格証明書の発行によって、実際には受診抑制というものが起こって、その結果として、重症化や危篤状況になるまで受診しないというふうなことなんか報告もされてきていると。この点では、結果的にこういうような医療費の高騰を招くということを生んでいる資格証明書の発行、これの停止などです。

この間、岩出市としてもジェネリック医薬品の活用促進、こういうような点については、当初はかたくなに、那賀病院などへは一切そういう活用や利用の働きかけをしないんだということを、当初は答弁もされてきましたけれども、実際に国の指導なんかも含めて、那賀病院なんかでも、その他の病院なんかも含めて、ジェネリック医薬品の活用というのが多く取り入れられてきているというような状況にもなってきています。

こういうような点で、今回、国保の部分の中では、1点目として、今の国民健康保険、この制度、現在の実態というのを市として、どのように、まず認識をしているのかという点をお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出市の不納欠損の状況です。この間の不納欠損の推移というのは、19年度で4,500万円、20年度、6,600万円、21年度、8,200万円、22年度、8,300万円、23年度で8,056万円、24年度では9,000万円となっていました。そして、25年度の決算では、とうとう1億円を超える、こういう不納欠損を生み出すような状況になってきています。

この間の相次ぐ国保税の値上げというものが、元凶であるのは明白です。この点においては、このような不納欠損というこの改善、これを市はどのように図ろうとしているのかという点。

3点目は、国保税を引き下げて、利用者の負担軽減を図るということが求められているのは明白です。国保税を引き下げていく上で、日本共産党、先ほども言いましたが、いろんな提案行ってきましたけれども、市当局として、今後どのような施策を行い、国保会計の改善を図ろうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、一般会計からルール分以外に繰り入れを行って、負担軽減を図っている自治体というものを見習って、国保税を引き下げるべきだと考えます。同時に、国保会計で余剰金が生まれれば基金に積み立てて、基金の活用を行い、国保会計の改善を図るべきです。財政的措置の考え方、これ今までとってきた市の対応のあり方、こういう財政的な措置の考え方を改めないで、どのように国保会計の改善を図っていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険の実態についてであります。国民健康保険は、被用者保険などに加入している方を除く全ての住民を被保険者としており、国民皆保険の基礎として重要な役割を担っております。

しかしながら、被用者保険に比べ低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いこと等により医療費水準を押し上げており、また、所得に占める保険税が重いといったことなど、構造的な課題を抱えているため、本市においても同様に非常に厳しい状況にあると認識しております。

こうした課題に対し、現在、国では、国保が抱える財政上の構造問題の解決に向け検討されているところであります。過日、国保制度改善強化全国大会が開催され、国保の保険者支援制度への1,700億円の公費投入を確実に実施することなど、こうした内容の特別決議が採択され、来年度、直ちに実行するよう強く国に対し要請したところであります。

なお、質問2点目以降については、担当部長の方から答弁させます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

2点目の不納欠損の改善についてであります。平成25年度決算で1億円を超え

る不納欠損を生み出したことについて、国保税の値上げによるものと言及されておりますが、市では平成22年度より国保税率の見直しは行ってございません。増加の理由といたしましては、滞納整理の中で財産調査など、法的な手順を経て実施したことによるものでございます。

市といたしましては、税の公平性の観点から、滞納者には分納等納付相談の機会の設定や、早期の段階から滞納整理の徹底を図っており、収納率の向上につなげております。今後も収入面では、自主財源となる国保税の確保、支出面では、医療費適正化事業や健診事業など収支両面にわたる取り組みにより、持続可能な制度運営に努めてまいります。

3点目の国保税引き下げの施策についてであります。国保税は、医療給付費等の総額から国の定率負担金、国・県の調整交付金及び一般会計からの繰入金を差し引いた金額が、国保税として確保すべきものとなっております。

市といたしましては、国保事業の安定的な運営を図るため、医療費適正化事業などにより、保険給付費の抑制に向け、さまざまな取り組みを行っているところであります。しかしながら、前述の国保が抱える構造的な問題に加え、医療技術の高度化や国保加入者の高齢化に伴い、医療給付費総額は相対的に増加傾向にあると考えられることから、その運営は非常に厳しいものがあり、持続可能な制度運営を行っていくためには、現在のところ国保税を引き下げる状況ではございません。

4点目のルール分以外の繰り入れにより、国保税引き下げをについてありますが、特別会計は、当該会計で運営するのが基本でございます。一般会計からルール分以外として繰り入れを行う場合は、あくまでも緊急避難的なものであります。ルール分以外の繰入金を事業運営の財源に充てることで、国保加入者の保険税の引き下げを行うことは、国保加入者以外の方との税の公平性、平等性を保持する観点から理解が得られるものではなく、制度上も適切ではないと考えられるため、必要以上の補填は考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この国保問題ですね、日本の経済状況なんかも大きくかかわってくるというような問題だとも思うんです。そういう点では、先ほども言ったんですが、やっぱり国の政治そのもの自身が、アベノミクスというように典型されるように、大企業優遇と、中小企業は後回しというようなことなんかも大きく影響してきています。そういうことを含めて、やっぱりしっかりと中小企業の生活を守っていく上

にも施策をしっかりとることが必要だと思えます。

その点では、この間、当局として国保の改善という点においては、強制回収というんですか、機構なんかにも移行して、なかなか市として回収できないものをそういう別の組織に依頼して回収なんかも強化していくと。それ以外にも、市独自として徴収体制の強化というものなんかを行っていくということなんかも、この間、議会の答弁なんかでも言われてきています。

そういうことによって、国保会計自身について改善ができるんだということをおっしゃってきました。また、そのためには国保税なんかも、最近では税率なんか据え置いていくというようなことが続いているけれども、実際には国保税そのものについては引き上げていくという、そういう部分において運営の改善も安定化も図っていけるということをおっしゃっておられました。

しかし、そういうような徴収強化というんですか、そういう部分だけでは、やはり改善というのはできないと思うんです。実際に、先ほど言ったように、6年間で5億円以上の不納欠損、こういう処理を行わざるを得ないという、こういう状況は、まさに危機的な状況です。

先ほどは1億円の中身、若干おっしゃられたけども、それだけしかおっしゃられませんでした。改善策について、市としてそのような多額の不納欠損処理を行わないで済むようなそういう改善策について、どのように今後お考えなのかという点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、来年度、国保算定の基準、これをどのように考えておられるのか。今年度の状況も踏まえて、そういった税率改正、今年度と同じように据え置いてやっていくという方向、考え方、来年度の方向について、市としてのお考え、これをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

不納欠損、増額している中での改善策について、どのように考えているかということでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、収入面と支出面というのがございます。ただ両面にわたって、できることはやっていくということが、やはり改善に少しでもつなげられるのかなというふうに思います。

ただ、先ほどもお答えしているように、国保自体の加入者は、やはり構造的な問題というものは抱えてございますし、その中で社会経済情勢、そういったことの状況

によって、やはりそういう不納欠損に至るような状況を生み出しているということもあるのではないのかなというふうに思っています。市としては制度の安定的な運営を図るためには、市としてできることをしっかりやっていくということに尽きるのかなと、このように考えてございます。

それから、次年度の方向性ということでございますが、これは当然、支出に見合う収入を確保するということが必要でございます。それがあくまでも前提ということになりますので、予算を組む段階において、そこら辺については検討していく中身には入ってこようかと思えます。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、同僚議員の中からも、医療費削減にもつながるような形でも、脳ドックという部分、これについての質問なんかがありました。その中で当局としては、脳ドックという部分については、定員枠の見直しをするということをおっしゃられていました。実際には、この国民健康保険制度の中でも、やはり、そういう国保加入者の命を守っていく。同時に、医療費そのもの自身を下げっていくための、そういう施策の中においても、私は、当然、そういう脳ドック検査なんかも含めて、さらに拡充というのは当然必要だと思うんです。

そんな点で、来年度、税率算定という部分なんかは、現時点では、方向性なんかは示されなかったんですが、今の時点、現時点で前年度なんかと比べて医療費部分、住民の方なんか年々増大する、俗にいう医療費ですね、今の時点でどうなのか。そして、それが来年度の算定されていく部分の中での見通しというのは、現実的には医療費そのもの自身、そういう動向はどうなのかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

医療費の現時点での状況、昨年度と比較してどうですかということでございます。あくまでも4月からの半年間ということでございますが、昨年度と比較して、医療費に関しては横ばいであるというふうには考えてございます。ただ懸念されるところで申し上げますと、これからインフルエンザ等感染症、例年よりは比較的早い時期から広がっているというような気がします。したがって、残りの半年間の中で、昨年以上の医療費の伸びがあるということも考えられるのかなと、このように考え

てございます。

○松下議長 これ増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目は、岩出市の人材について質問を行いたいと思います。

人生、これを豊かに生きる。夢と希望を持って趣味や特技を生かして、人のために働ける人生を送ることができれば、人間としてどれだけ幸せなことになるのかということだと本当に思うんです。今、趣味や特技に精通をして生きていくということは、同時に、他人をも元気にしていくということにつながります。岩出市では、この間、市民の特技や能力などを市政に活用しようと、人材登録というものなんかも行われてきていると思います。

しかし、この間、人材登録されている方というのが市政の推進ですね、岩出市政としてもどのように活用されているのかというのが、私自身にもわかりにくいような状況だし、市民にも非常にわかりにくいところがあるんじゃないかと。また、人材登録そのもの自身をやっているよということを知らないというのかな、そういうこともあるんじゃないかというふうに思うんです。

今、人材登録されている方というのは、どのような活用方法がされているんでしょうか。今の現状についてお聞きをしたいと思います。また、人材発掘については、今後どのように進められようとしているのか、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

2点目として、今、この岩出市在住で本当に若い人たち、そういう人たちの中で逸材と言っていいんですか、そういう人たちが、有能な技量というのを持った方というのが本当にたくさんおられるなというのを改めて感じています。

私も、つい最近のテレビ番組なんですが、歌番組なんかで全日本歌唱コンテストというものがございました。その中で、惜しくも優勝はできなかったんだけど、本当にわずかな差で2位になった、そういうような方もおられます。私、本当に何気なしにテレビ見ていたんですが、岩出市と本当に大きく書かれて、わあ、岩出市って、こんな人いてるんやというのを見てね、びっくりしたんです。それ以前にも、同じように歌番組で、確か和歌山高校の生徒さんだったと思うんですが、この方も歌番組で非常に歌が上手で歌唱力もあってという、この方もやっぱり2位だったんですね。今現在、歌手なんかも目指しているんだというようなことなんかも伝え聞くわけなんですが、そういうような方もあります。

また、これ以外にも、以前にも若干議会でも取り上げられたと思うんですが、スケートボード、スケボーですね、これが上手で、テレビ和歌山なんかでも放送されて、その中でも、やっぱり字幕に岩出市と大きく出るんですね。だから、そういう方なんかも含めて、いろんなところで活躍されておられるという方もおられます。まさに岩出市の名前というのが全国的にも放送されてきているというわけなんです。

これ以外にも人材という点で見れば、岩出市全体を見てみれば、例えば、腹話術というんですか、そういう部分なんかも特技とされている方とか、奇術というんですか、マジックというんですか、そういう部分なんかも得意な人なんかもやっぱりおられると思うんですね。そういう方なんか、やっぱり地域のそういうところなんかでもいろんな形で活躍されてきていると思います。

私は、そういう点でも、岩出市での各種のいろんなイベントにご協力いただくとか、そういう方たちの活躍できる場、そういう場なんかももっとつくってあげて、こういうことが必要ではないかというふうに思うんです。

市としても、そうした地元の方のそういう人材、この人材を生かした取り組み、こういうものなんかももっとやっぱり行っていったらどうかなというふうに思うんですが、その点、市として、どのように今後されていくのかなというふうに思います。

そして、3点目として、今のこの時代、市そのもの自身を元気にしていく。岩出市、これを元気にしていく、そういうアイデアなんかも募集もしたり、県下一若いまちなんだという、そういう特性、この特性を生かして、若い世代の意見を取り入れる施策、イベント、こういうものなんかも含めて、いろんなイベントそのもの自身を考えていく人材、こういう人材なんかも募集をしてはどうかなというふうにも思うんですが、市として、そういう人材育成につながっていくという面、この点について、市としてどのような取り組み、これをお考えなのか、この3点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 1点目の人材登録の活用と今後の方針について、お答えいたします。

まちづくりは行政だけでできるものではなく、市民の皆様方との協働が不可欠であると考えております。中でも、特技やそれぞれの分野に精通された方もいらっしゃることから、まちづくり各分野に積極的に参画していただくことが、まちづくり

を効果的に進める上においても有効なことと考えております。

本市では、そういった方々を対象に人材リストを作成しておりまして、市主催のイベント等にご協力をいただいておりますが、ほかにも多くの市民の皆様方にボランティア活動に取り組んでいただいていることはご承知のとおりであり、大変感謝しているところでございます。

人材リストの活用例ということで、具体的に申し上げますと、例えば、家庭教育学級、ふれあい学級、男女共同参画の推進講座、文化教室、放課後子ども教室等々の講演会の講師ということでお願いをしております。

市といたしましては、引き続き、人材リストの充実、また、ボランティアの育成を図り、まちづくりへのご協力をいただけるよう努めてまいります。

それから、2点目についてですが、1点目の質問にお答えしたとおり、登録していただいている方々には、さまざまなイベントにご協力をいただいております。ほかにも全国子守唄サミット&フェスティバル、生涯学習を考えるつどい、いわで夏まつり、かくばん祭り等のイベントにおいて、多くの市民の方々にご協力をいただいているところでございます。今後も活躍していただける環境整備に努めてまいります。

次に3点目ですが、市民ニーズが多種多様化する中で、バランスのとれた岩出市を構築していくためには、若い方々の意見を聞いていくことも必要であることは言うまでもありません。まちづくりの基本方針でございます長期総合計画の策定に当たっては、20歳代から70歳までの市民の方々を対象に、アンケート調査を実施するなど、さまざまな世代の意見をお伺いしておりまして、議員ご指摘の若い世代の意見も必要であります。まちづくりにおいては、小さいお子様から高齢者まで全ての世代を対象に、バランスを考えた取り組みが必要であると考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、今の岩出市の人材登録を登録されておられるという方は、実際、何名ぐらいおられるのでしょうか。それがまず1点です。

私が言いたいのは、やはり、いろんな趣味、特技も含めて、人材というのは本当に幅広い、そういうものだと思うんですね。そういう部分につながっていくと思うんですね、人材ということ言うと。だから、そういう点では、人材を生かしていく側と人材となって活躍されていくという方、同じ人材でも2つのような点がある

と思うんです。そんな点で、今、90名ぐらいということなんかも聞いているんですが、そのもの自身が、市としても、やっぱりまだまだ不十分ではないかというふうに私は思うところがあるんですが、そういう点では、市として実際に何名ほどの方が、今、岩出で現在として登録されておられるのか、その点、まず1点お聞きします。

それと、今、若い世代だけじゃなしに、小さい子供さんからお年寄りまでのそういう方を対象にしていくんだという、そういうことをおっしゃられました。そういう点ではしっかりと、ホームページも含めて、市民の方に僕だったら、私だったらというような、そういう形で、こういうことやったらできますよという形で、いろんなアイデアなんかも募集していくというような、そういうことなんかも積極的に、そういった募集なんかも、市民に対しての投げかけというんですか、そういうことなんかももっとやっていったらどうかなというふうに思うんです。

現実には、俗にいう点では、特に、格言というてええんですか、ああいうのんで、今の若い人なんかは突拍子もないようなことを発想して、そういうことをほんまに実現もやっていくというんかな、いろんな多面的な発想をするという、豊かな創造力というのなんかは、特に、若い世代なんかには多いわけなんですね。

だから、そういう点では、本当に今言うたんですけども、小さい子供さんなんかでも、創造力もほんまに豊かやし、そういう点なんかでも、ほんまに幅広く市民の人たちに募集なんかも市として積極的にしていただければなというふうに思っています。

そういう点で、今後の人材登録という点での募集なんかはどうなのかという点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、特に、イベントという面で、岩出市なんかはイベントがあんまり上手ではないんじゃないかというような声も聞くことなんかがあるんです。例えば、例としては、取り組みの問題なんかももっと改善すべきと違うんかという声も聞くことがあるんです。例えば、ポスターなんかも、いろんな夏まつりであれ、かくばん祭りであれ、市の行事のあるそのほん1カ月ぐらい前ぐらいしかポスター張れへんやんと。だから、そういう点でいうたら、もっと早い段階でそういういろんな取り組みなんかももっとやっていくべき違うんかなと。企画なんかももっと早くからやったらどうなんやろうなということも含めて、そういういろんな企画力というんですか、企画力というものなんかを豊かにもっと発想していく、そういうような人材というんですか、そういう部分なんかも行政としてもそうやし、ほかのいろんなところの方の知恵もかりていくという、そういうことなんかも要るんちゃうんか

なという、そういうことなんかも聞くんです。

そういう点でも、そういうイベントに精通した人材育成という点なんかは、今後どのような形で取り組んでいかれるのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

まず、人材リストの登録者数は、女性人材リスト、生涯学習人材リストを含めて、84名でございます。

それから、市としては突拍子もないことできませんので、ちょっと議員にお話しときますと、今、私、人材リストの活用例を申し上げましたが、ほかにも、例えば、去年の全国子守唄コンサートであれば、岩出市在住の米山先生であるとか、あと、ことしの生涯学習を考えるつどいではジャズのコンサートを行いましたけども、この方も岩出市在住の方でございまして、いろんな部分で岩出市在住の方を活用させていただいてございます。

人材リストへの登録というのは、これは本人の意向もありますんで、イベントへ出ていただいた方を全て人材リストに載せるといのは、これはまた別の問題になってくるかと思えます。ただ、市のイベントに対する方向性としては、市民の方に出ていただいたほうが、市民の方も恐らく喜ぶであろうし、観客についても大勢の方が来ていただけるということが想定できますので、引き続き、今後もイベント等については、市民の方に出演やっただくように考えていきたいと思えます。

それから、若い世代のお話もありましたが、最近、ナガールさんってご存じかと思えますけども、これは那賀青年会議所さんが主催で、那賀地域をPRするという目的で、ナガールさんというユニットができてます。それから、笑d e会というんですけども、これも地域活性化ということを目的にした団体でございまして、全て自主的かつ積極的に活動をしていただいております。岩出市にもそういった芽が育ってきているということでございますので、今後もそういう輪がどんどん広がっていくことを期待してございます。

それから、イベント等に関する人材の育成というご質問ですけども、イベントを開催するか、それぞれの職員につきましては、他の市町村もやっているイベントを見に行ったり、先進事例の調査研究を行って、主催する場所というのは、それぞれ実行委員会という場所になりますので、実行委員会に上げていくまでの段階におい

て、いろいろな形で新しい事例を取り込んでいくように、このように指導してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○松下議長 これ増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開いたします。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、9番、田畑昭二議員、総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 9番、田畑昭二であります。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、健康ステーションの設置についてであります。

第2次岩出市長期総合計画の「元気で健康なまちづくり」の中で、健康なときから介護予防に取り組むことのできる体制を確立しますとありますが、現在、具体的にどのような取り組みがなされているか、お尋ねをいたします。

次に、介護予防にはさまざまな観点で食事や運動、趣味など、いろいろな方法があると思いますが、その中で健康づくりの基本は、1日1万歩歩くと効果的とよく言われますが、最近の研究結果から、単に歩数を増やすだけでは効果はなく、歩き方に大きな鍵があることがわかったそうであります。それは、中強程度の歩き方で、具体的には、うっすらと汗ばむ程度の早歩きの歩行時間がどれくらい含まれているかが重要であることがわかってきました。

先日、奈良県に寄せていただき、奈良県健康づくり推進課では、奈良健康長寿基本計画を策定し、現在実行中であります。その1つとして、介護予防の基準として健康寿命の延伸が掲げられております。健康寿命とは、65歳以上の方が日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間であります。奈良県では、この健康寿命を平成34年までに日本一にすることを目標に、現在取り組まれていることでした。

ちなみに、平成24年の奈良県では、男性が全国5位で17.62年、女性で全国19位で20.51年だそうであります。この目標達成に向けた取り組みの1つに、奈良県健

康ステーションの設置があります。このシステムの考え方は、東京都健康長寿医療センター副部長医学博士の青柳幸利先生の考え方に基づいているようであります。お隣の紀の川市では、この先生を招いて、ことし9月19日と9月20日の2会場で講演されているとのこと。先日、実際に、この奈良県健康ステーションを見学させていただき、その設置運営は、誰でも気軽に健康づくりを開始し、実践できる拠点として、平成26年1月29日に近鉄百貨店の橿原店に仮設した奈良県健康ステーションを、さらに2カ所目を9月1日に王寺町内に設置をされたようであります。

おでかけ健康法を実践するには、健康づくりに最適な中強度歩行はおでかけにより実践できます。また、骨の形成に必要なビタミンDは日光に当たらないと生成されないため、骨粗鬆症を予防するためにはお出かけは効果的です。予防できる病気に応じ、1日の歩数とそのうちの中強度の歩数時間の組み合わせを5段階に分けて、その中で最適な組み合わせは、8,000歩のうち、中強程度の時間が20分で予防できる病気は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症等々であると言われております。

私も、この活動量計を使って中強度20分を毎日心がけております。中強度をはかる器械はこれです。こういう小さいものなんですが、これ、一見歩数計に見えますけども、こういうやつです。わかりますか。物すごく、これすぐれもんなんです、実は。これはテルモのメディウォークという、7,000円ですが、これは奈良では100個購入しまして貸し出しをしています。2週間体験をさせて、そして、自分で中強程度のイメージをつくると。隣の紀の川市では50個購入されています。貸し出しを今しております。これは、私自分で買いました。

これはどういう使い方をするかといいますと、置いておきますね。歩きます。普通に歩いていると、中強程度の時間はカウントなりません。特に、すり足の方はゼロです。ずっと永遠に歩いてもゼロです。歩幅を広目に強く歩きますと、こういう運動になりますと、自動的にここがぴかぴか光るんです。すると、そのカウントが1分、2分とふえてきて、20分になると一番カロリー消費の最高の運動量になるということなんです。だから、普通に1万歩とかそういうふうに言いますが、歩き方がとろい人は、いいカロリー制限になってないんですね。だから、これが全てカウントできますので、これを今奈良の方ではどんどん推奨しているそうなんです。

このメディウォークを使って、健康ステーションでは健康チェックできるように、また、血管年齢計や自動血圧計、骨健康度測定器と、先ほどの活動量計の2週間貸し出しなどを行っております。

実際に私行きて、血液年齢を血液抜かずに器械へ入れたらわかるのがあるん

です。私、今現在62歳ですが、もう75歳ぐらいにカウントされました。すぐ状況がわかります、それでね。そこでは運動指導員などの健康サポーターが常にいらっしやって、健康づくりをお手伝いします。また、来やすくするためにも、心の癒やしの場としても配慮されております。

我が岩出市は、他市と比べると、若いまちとして高齢化率は低いんではあります。が、団塊の世代の方々が65歳から70歳に間もなく突入してまいります。その現在こそ、健康なうちに市民の皆様が気軽に健康づくりに取り組める健康ステーションの設置を立ち上げるべきだと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

2点目、給食センター及び各保育所の残菜、残食の処理法について、お尋ねいたします。

まず1点目は、当市における現在の総給食数と総残菜及び残食量は、1日当たり平均何キログラムになるのでしょうか。また、その処理方法はどのようになされているか、お尋ねいたします。

先日、お隣の紀の川市の給食センターが7月に新設され、その設備について見学をさせていただきました。その残食等の処理方法は、消滅型生ごみ処理機を使った方法で、その方式は残食・残菜をまず粉碎流し台に投入します。次に、液状化した生ごみを脱水機にかけ、圧送していくわけですが、液体と固体にそこで分離されません。液体は下水へ排水され、固体は消滅型生ごみへ圧送されます。生ごみの固体は、24時間で200キロから300キロの生ごみは完全にバイオの力により消滅してしまいます。したがって、全て配管で移送されるため、ほとんどにおいはありませんでした。極めて衛生的であります。また、この機械は液体と固体を分離しないで、直接生ごみを入れ消滅させる段階で、液体は液肥化し、有機栽培の優良肥料としても再利用が可能な機械であります。

ランニングコストも安価で、これからの循環型社会のニーズに合った設備であると思われま。当市においても、将来的には、衛生面及び循環型再利用の観点からも導入を視野に入れてはどうかと提案するものであります。当局のお考えをお伺いします。

まず1回目、以上でございます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員のご質問にお答えいたします。

健康ステーション設置の1点目、介護予防の取り組みについてであります。高

高齢者が住みなれた地域で、いつまでも自分らしい生活が送れるよう、介護が必要となる状態を予防する活動を継続的に行うことで、元気高齢者を地域に増やしていくため、65歳以上の要介護、要支援認定を受けていない方に、各種介護予防の事業を実施しております。

現在、運動機能の向上を目指したシニアエクササイズ教室を年3教室、認知症予防教室、口腔機能向上教室、栄養改善教室を各1教室実施しており、あわせて教室修了後においても、日ごろから無理をしないで、自分に合った生活リズムで、予防につながる活動を長く続けられるよう啓発に努めているところであります。

こうした働きかけにより、シニアエクササイズ教室では、教室修了者が自主的に自主グループを結成し、現在、8グループ、約140名の方が継続して介護予防のための運動に取り組まれております。また、介護予防の必要性の普及・啓発を目的に介護予防講演会を年1回、さらに地域で行われる高齢者の集まりに出向き、介護予防の講話等も実施しております。今後も高齢者が生き生きと自分らしい生活が送れるよう、介護予防の推進を図るための各種事業を行ってまいります。

次に、2点目の健康ステーションの設置についてお答えします。

健康長寿の延伸は、国の総合的な健康政策である健康日本21の中心課題であり、誰もが強く願うところであります。市の計画は、市民、地域、行政がそれぞれの役割のもと、一体となった健康づくりの推進を目指すもので、市では、各種がん検診や特定健診を初め健康講座や元気アップ教室などの保健事業を通して、市民の疾病予防と健康増進を図っているところであります。

和歌山県では、今年度から健康推進員を養成し、市町村におけるがん検診を初め、各種保健事業や健康づくりイベントの啓発を行うなど、健康長寿の実現に向け、県民総参加の健康づくりを推進しております。

岩出市におきましても、今年度、20名の方が養成講座を受講し、今後、市民の健康づくりに関する種々の啓発活動を行っていただく予定であります。特に、現役世代からの健康づくりは、体力や運動機能の低下をおくらせ、介護予防につながるなど、高齢期の健康に深く関係してくることから、できるだけ早い年齢からの健康づくりが重要であります。

議員ご提言の健康ステーションの取り組みは、日ごろ、余り健康に関心のない方でも、買い物時などの機会に気軽に立ち寄り、健康チェック等を体験できるなど、健康づくりに関心を持っていただくためのきっかけづくりになるものと考えられます。今後、他県や他市の取り組み内容や、その効果等を含めて情報収集に努めてま

いりたいと考えております。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 給食センター及び各保育所の残菜、残食の処理法についてお答えします。

1点目、残菜、残食の1日当たりの総合計につきましては、平成26年4月から11月までの1日平均は、公立保育所、各小中学校を合わせて約190リットルとなっております。なお、4つの公立保育所の合計の残食量は、1日平均3,664グラムとなっております。給食センターでは、配食はグラム単位、残食はリットル単位で記録しているため、残食量は何食分に当たるかという計算ができないので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、処理法につきましては、公立保育所からの残食は、小学校へ持っていき、給食センターが小学校へ回収に回ります。給食センターに集められた残食は、水切りをして、水分は浄化槽へ送られ、固形物は残菜室で保管し、週に2回、養豚業者に引き取ってもらっております。

続きまして、消滅型生ごみ処理機の導入につきましては、田畑議員が紹介された消滅型生ごみ処理機は、ごみ減量に役立つとともに、循環型社会の構築にも役立つすぐれた機械であると認識しております。

しかし、本市の処理方法もごみの有効活用の一翼を担っておりますし、現在の給食センターにその機械を導入するとなりますと、機械設置のための建屋や配管の設置などを含めると、高額の投資が必要となってきます。こうしたことから、今後、給食センターの大規模な機械等の入れかえの必要が生じたときに、消滅型生ごみ処理機の導入も検討していきたいと思っております。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず初めに、健康ステーションの件であります。どういう取り組みを今現在なされているかということに対して、さまざまな講習等をなさっていると。年3回行っている等々言われておりますが、1回の講習の期間、スパン、どのぐらいの講習の期間をされていらっしゃるのか。また、講習を受けられた方及びその講習に対する効果というのは、なかなか数値化は難しいんでしょうけども、目に見えたような効果がもしあれば教えていただきたいと思っております。

それと、健康寿命というのが、先ほど私言いましたように、65歳以上で要介護2にならない、また、死亡に至らない年齢という定義があるようなんですけども、こ

のデータは、奈良県は34年には1位になりたいというふうに目標設定されているわけですが、恐らく公開されているんじゃないかなと思うんです。奈良では、たしか和歌山県は28位だというふうに聞いたんですが、公開もしされているのであれば、その内容、岩出市としてもデータをつかまれておるのであれば教えてもらえたらと思います。

それと、答弁も言われてましたけども、健康ステーションというのは、特に、奈良は大成功している1つの原因として、近鉄百貨店が無償で場所を提供しているというのが大きな要因になっているようであります。お買い物に来られた方が、ついでにここでしましようということで、1月から約9カ月間で3万84名、既に来客されているということですね。すごい人数です。1日平均で116人が来られてるということで、あと、先ほどのメディウォークの貸し出しは790人に至っていると。恐らく、今、これ10月のデータですんで、そのように関心のある方は物すごくたくさんいらっしゃるということと、もう1つは、これだけに来ないで、何かのついでに来るとするか、こういうこともやっているんだしたら、私、1回やってみよう、そういうことで来られている状況です。その中で、健康に対する意識を変えていただくという、そういう取り組みをなさっているそうです。

来場者の主な声ということで、これいただきましたけど、買い物に来ただけなのに、健康についていろいろ話ができ、うれしい日になった。病院から歩くことを進められているが、どれだけどう歩くのかが目安できてうれしい。また、ほかの地域にも健康ステーションを設置してほしいというのが来場者の声だそうです。

あと活動量計を2週間体験された方は、家の中を動いているだけでは中強度の運動にならないことがわかった。活動量計を持つと動きたくなってくるということで、今まで自転車で行ってたところをちょっと歩いていこうかなというふうに、歩く方向にどんどん変わるということで、非常に前向きな方が多くなったというデータが出ているということです。

そういうことで、岩出市においても、公共施設もいいんですけれども、できましたら大型店舗等々いろいろな協議していただいて、そこへお客さんとして来ただいた。また、それを目的に来られる方、またお客さんになりますから、お互い相乗効果で持ちつ持たれつでいい方向に行くんじゃないかなと思ったりもいたします。

そういうことで、ぜひともそういうステーションの場をできるだけ多くとることによって、言い方は悪いですけど、国保税の抑制や、また、介護の抑制にもつながります。何よりもご本人自身が健康で長生きしていくということが、非常に最高の

幸せになっていくと思いますので、できましたら、そんなにたくさんの経費が要るわけでもありませんので、前向きに検討いただけたらありがたいと思います。

2点目の残菜等の処理法でございますけども、先ほどもちょっと言われてましたけども、設備投資が非常に高額になると。ただ、紀の川市の場合は、建物も全部新築ですので、一切合切含んで設備投資しましたからできたんですが、岩出市の場合は、現にある設備にどう入れるかということになってくるんでしょうけども、それだけ固定してぼんと置いても、別に問題ないわけです。

紀の川市の場合は、粉碎機と脱水機と、それとこの機械と連動して全部動かすようにやっていますので、大がかりになっていますけれども、その機械だけを置いても、生ごみをそのまま放り込んでも十分対応できる機械です。ちなみに、ちょっと費用を言っておきますと、機械そのものは、24時間で全部菌によって分解するその機械は1基750万です。その中にセラミックのボールが入っています、1センチぐらいのちっちゃな。それは四、五百個入っています。それがどんどん、その中に菌がいっぱい入っていますので、年間ずっとやっていますと小さくなっていきます。それを補充するのに、年間約50万ほど要ります。菌もやっぱり少なくなりますので補充するのに4万円、年間要ります。それが大体ランニングコストです。

そういうことでいきますと、あと、そこに入れたものは完全に蒸発してしまいます。普通であれば、ぬかとかそういうものを入れて攪拌させるケースが今までありましたが、そういう機械じゃなくて、完全になくなるんです。蒸発してしまいます。例えば、亡くなった人が土の上に置いておきますと、骨だけになりますね。ああいう状態になって、生ごみは全部消えてなくなります。ちょっと、私中をのぞきました。におい、一切ありません。そういうことで非常に衛生的であるということと、生ごみをそのまま水分も一緒に入れますと、下に液肥がたまるんです。液肥がたまります。その液肥はすごい優良な有機栽培の肥料になります。そういうことで、その肥料も使えますという、そういう特許も持っておる機械なんですね。

そういうところら辺で、非常に今後の衛生面や循環器型のそういう社会の中での位置づけ等を考えれば、導入も視野に入れていいんじゃないかなと。確かに高額ではありますけれども、将来的にはそういうような、特に、衛生面は非常に有能な機械であるということ、そういうことも一応踏まえて、もう一度答弁を願いたいと思います。

以上です。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、シニアエクササイズ教室の関係でございますが、期間と効果ということでございます。平成26年度で申し上げますと、参加人数は1教室当たり定員20名で募集を行いまして、平均17名の方が参加しておられます。それから、期間ということでございますが、この教室は、年3回を予定してございます。1回目は5月から7月までで毎週木曜日、全体で12回、それから第2回が9月から11月までの毎週木曜日で12回、それから3回目が翌年の1月から3月までの毎週木曜日の全12回と、こういうことになってございます。

それから、効果ということでございましたが、やはり、仲間運動するため、運動が継続しやすいということでございます。それから、運動することで継続的なそういう取り組みによって、瑕疵筋力の低下を予防し、体の状況の維持ができています。それから、仲間づくりの場となっているといったような効果があるものと考えてございます。

それから、健康寿命の関係でございます。

岩出市の健康寿命につきましては、これは県の資料で、平成22年度の市町村の健康寿命の状況表というものがございまして、それによりますと、男性が77.92歳、これ県下で3番目ということですので、県下で3位。それから、女性が82.05歳、県下で20位ということになってございます。

それから、健康ステーションの設置ということでございます。

市としては、健康づくりというものを推進しているわけで、そのことよっての相乗効果としては、やはり国保であったり、介護であったりというそういう給付費の抑制にもつながっていくということで、非常に大切な取り組みであると考えてございます。

健康ステーションの設置についてでございますが、先ほどお答えさせていただきしましたように、他県、他市のそういった取り組みも含めた中で、情報を収集し、その上で検討していきたいなど、このように考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 循環型の消滅型生ごみ処理機の導入について、お答えします。

機械設置のための建屋や配管の設置などを含めると、約3,000万円必要となってきます。それと、紀の川市は4,000食、岩出市は5,500食処理する能力が要ってくるので、機械が一回り大きくなってきます。それで、今後、給食センターの大規模な

機械等の入れかえの必要が生じたときに、消滅型生ごみ処理機の導入も検討していきたいと思います。

○松下議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。ただいまから一般質問をさせていただきます。私は、8点にわたって質問する予定にしておりますので、市当局の誠意ある前向きな答弁をいただきたいと思います。

まず、第1点は産廃処分場について、2点目は教育委員会制度について、3番目は防災対策、4番目は若もの広場について、5番目は還付加算金返還について、6番目は共通番号制、マイナンバー制度について、7番目は予防接種について、8番目は新設根来安上道路工事についてであります。

まず最初に、産廃処分場の問題について質問をさせていただきます。

今、岩出市に隣接する和歌山市の山口地区、上黒谷に、2011年、平成23年5月に計画されることが浮上して3年が経過をしてきました。その間、山口地区連合会を初め岩出市の境谷の皆さん、阪南市の皆さんを初め多くの市民の皆さんが、自然環境を破壊するとして反対運動をされております。産廃処分場が建設されますと、歴史ある熊野古道の玄関口であるこの地区の自然環境が破壊されることになり、子や孫にいつまでも守りたいという運動の中で、反対署名は今1万4,000筆を超え、和歌山市長に手渡されております。私もその運動に参画をしておりますが、行政区は和歌山市ですが、影響を受けるのは、境谷地区・山地区の岩出市民であります。

また、地元住民にとって生活用水の浄水場や田畑の農業用水の水質の汚染や土砂災害等々にさらされることとなります。3年前の9月議会において対策を求めた際、その際、生活福祉部長が、和歌山市に意見書を提出したという答弁をされました。当該の住民の皆さんは、和歌山県にも要請しておられます。岩出市として、今後、この産廃処分場の建設について、どういう取り組みをされるのか、まず、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の一般質問にお答えをいたします。

和歌山市内における産業廃棄物処分場の建設につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、当該所在地であります和歌山市がその建設の可否を判

断することになってございます。

本市では、この問題が起こって以来、平成23年10月6日に和歌山市に対し、県道 和歌山貝塚線の安全な通行の確保や、公共用水域及び地下水の水質汚染がないようにすること等の要望書を既に提出しております。その後、和歌山市産業廃棄物安定型最終処分場に係る生活環境影響調査実施計画書に対する意見等について、平成26年4月16日付で和歌山市から意見照会があり、その内容を市内の関係する自治会、境谷・山地区に説明を行い、意見を聴取するとともに、市役所関係各課の意見を取りまとめた意見書を平成26年6月25日付けで和歌山市長宛てに通知しております。

現在、和歌山市からは、本市を含めた近隣市など関係機関からの意見及び和歌山市専門技術委員の意見を事業者に提示し、その対応等の検討を求めているとお聞きをしております。この問題については、和歌山市長は、さきの9月議会定例会代表質問で、地域の方々は山の崩壊や地すべり、水質汚濁や地下水への影響、交通問題など生活環境の保全について強い不安があることから、事業者は地域の方々の不安を払拭できるような調査を実施し、「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」に基づく関係住民に対する説明会において、説明責任を果たすべきと答弁されております。

市といたしましては、当該事業が法令等に適合している場合、中止を求めるものではない中、これまでも関係する自治会へ情報提供を行い、あわせて自治会としての意見等についてお伺いしてまいりましたが、今後も和歌山市から本市に意見照会や計画上の進展等が見られた際には、関係自治会との情報共有を行っていくこととしており、現在、和歌山市において行われている事前協議を初め、これから進められる手続の中においても、本市域における生活環境の保全上の見地から、地元の意向を反映した意見を提出し、その対応を求めてまいります。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。その中で、岩出市から市に意見書を出して要望され、意見書が来ているということなのですが、市長のご答弁をいただきましたが、新しくなられました尾花和歌山市長が、9月議会の発言において、この地区の場所については適正な場所ではないと考えると、及び地域の方々の意見を十分尊重しなければならないと認識しているという議会での答弁をされております。また、仁坂知事においては、住民が反対する限り許可はしないと明言をされているわ

けであります。

そういう意味で、当該の地方自治体ではありませんが、岩出市としても、今後、この問題については十分な認識をしていただきまして、態度表明をしていくということが大切ではないかというふうに思うんですが、今の答弁では、手続を踏んで、あとですね、それによって判断をしていくということで、明確にご答弁がありませんが、岩出市としての基本的な認識を再度お聞きをしておきたい。いわゆる反対なのか、賛成なのか、それとも、その反対、賛成の明言をしないのかという3つの選択肢があるわけですが、それについて、率直にご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2回目の質問にお答えをいたします。

答えは先ほど申し上げたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほど答弁したとおりのことなんですが、そうしますと、手続上踏んで、それが何も問題なければ、岩出市は賛成をするという立場の表明をされたという理解でよろしいでしょうか。再度、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問についてのお答えを申し上げます。

当該事業が法令等に適合している場合、中止を求められるものではない中、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会として意見等についても伺いし、今後も和歌山市から本市に意見照会や計画上の変更等があれば、市としても和歌山市の方に進めてまいります。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

教育委員会制度についてであります。

教育委員会制度の改革についてであります。昨今、いじめや不登校、学力低下など教育をめぐる深刻な課題の解決を図るため、地方教育行政を大幅に見直す作業が進められております。最も関心を集めているのが、事なかれ主義や無責任体制が

しばしばやり玉に上がる現行の教育委員会制度の見直しが焦点になっているのは、自治体首長の権限と責任の問題であります。

なかんずく、そこにおけるこういう情勢化の中で、教育行政に対する市長の権限を強める地方教育行政法改正案が、さきの通常国会で可決・成立しております。教育改革については、60年ぶりの大幅な改革になっております。

今回の改正のポイントは、4点あると言われております。

まず第1点は、自治体の首長が総合教育会議を設けると。首長と教育委員会で構成する。

それから2点目は、首長は総合教育会議での協議を経て、教育振興施策の大綱をつくる。

3番目に、教育委員長と教育長を一本化して、新しい教育長、任期3年を置く。首長が議会の承認を得て、直接任命・罷免できる。

4点目は、緊急時だけでなく、いじめ防止、自殺防止など、文科省が教育委員会に是正し、できるという明確なものであります。

来年の4月から施行されることになっております。

そこで、議会の同意を得て、首長が教育長を罷免できるようになったことで、首長による教育行政への関与が強まることが予想されます。これまで旧制度下で保たれていた教育の政治的中立性や安定性が侵されるようなことがあってはなりません。どう対処していく方針なのか、市長にご答弁をいただきたいと思っております。

また、市長と新教育長の暴走した場合には、それぞれどのように制御していくのか、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、教育長に権限が過度に集まることは、教育改革のためには、一面有効な面もありますが、教育長の人選が自治体の人事政策に組み込まれてくると、新教育長の役割を果たす適材をどう選んで育成するのか。また、資格要件はどうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

市長が、当該自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることができることが、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限との関係をどう位置づけられているのでしょうか。総合教育会議によって、市長が教育行政の方針を定めることになるのか。また、総合教育会議では、教育委員会の所管する事務のうち予算や条例提案など市長の権限に関する事項についてのみ協議するのかどうかであります。

2番目に、教育振興基本計画についてであります。

平成18年12月の教育基本法改正や、その後の教育3法、すなわち学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法及び教育公務員特別法の改正、学習指導要綱の改正や教育振興基本計画の作成など、さまざまな教育改革の計画が確定することを受けて、それらを確実に実行に移していくために、平成21年12月3日、文科省では大臣メッセージを発表しております。

また、60年ぶりに改正された教育基本法の枠組みの中で、新たな学校の教育目標や、ゆとり教育に修正を加えた学習指導要綱を進めるに当たり、国民にわかりやすく施策を示したとも言えます。教育基本法第17条において、教育基本計画は作成されました。そこには、今後10年間の目指す教育として、全ての子供たちが自立して、社会で生きていく基盤を育てる、社会を発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てることを上げております。この教育振興計画に対する岩出市の教育委員会における具体的な取り組み成果は、どのようなものになっているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

3番目に、教員、教職員の調整額の見直しについてであります。

調整額ということについては、いわゆる時間外労働の問題であります。平成18年の40年ぶりに実施された教員勤務実態調査によりますと、特別措置にかかわる教員給与の見直しも大きく進めることとなります。平成8年の文科省の実態の調査では、時間外勤務が月8時間でしたが、さきの調査では月約34時間に増加し、制度と実態との間の溝は大きくなっております。平成19年の3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与のあり方については、教員調整額の見直しが必要であるとして、時間外勤務手当の支給の検討についても言及をしております。

平成20年の4月に設置された「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」は、同年9月に審議まとめを報告しております。その中で、現実との乖離があることから、適切な超過勤務にすべきであるとまとめられております。

そこで質問なんですが、実態の把握を岩出市ではされているのか。また、教員の勤務の特殊性、管理職の負担、部活動指導の取り扱い、残業時間の縮減はどうか。岩出市として、どのような取り組みをされてきたのか。ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

今回の教育委員会制度等に係る改正は、国が示すとおり、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものであり、より実態に即したものであると考えております。

また、新教育長につきましては、現任の教育長の残任期間がある場合は、従前の例によるとなっておりますので、現在の教育長の任期満了後から新教育長制度を実施をいたします。

総合教育会議につきましては、平成27年度から開催に向け、現在準備を進めているところでありますが、私と教育委員会との意思疎通を図り、教育に関する共通認識を図る重要な会議であると認識をいたしてございます。

それから、新教育長は、首長が任命するため、首長の行政方針を理解する人物が選任されるのは当然のことではありますが、その前に議会の承認を必要としています。新制度のもとでも教育委員会の合意に基づいて、教育行政が進められることになってございます。

それと、教育委員会は引き続き執行機関であること、総合教育会議で首長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているとなっております。

以上です。

○松下議長 教育委員長。

○佐谷教育委員長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

まず、新教育長の資格容認に関してであります。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者である新教育長を設置することになっております。これまで住民から見て、教育委員長と教育長の関係がわかりにくいとか、教育委員会の権限と責任が不明瞭であったということが今回の改正で明確になったものと考えております。新教育長の資格容認についてであります。当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものとなっております。

次に、総合教育会議の設置についてであります。現行制度においても、首長は予算の編成、執行権限や条例の提出権を通じて、教育行政に大きな役割を担っておりますし、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育に関する重要な課題を検討する意味において、総合教育会議は重要な意味を持つものになると考えております。

岩出市においては、これまでも市長と教育委員会との懇談会を実施しておりますし、意思疎通を図ってきております。今回の改正では、それが制度として整ったものと考えております。

今後、総合教育会議の具体的な内容や開催時期等については、関係部局と調整を図るとともに、今回の法の改正に向け、現在、国の方針にのっとり準備を進めているところでございます。

なお、その他のご質問については、また、教育長より答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の質問の、まず2点目、教育振興計画についてであります。教育基本法第17条では、地方公共団体での設定は努力義務となっております。今後、他の市町村の動向等も見ながら、策定に向けて検討する必要があるとは認識しております。

なお、本市では、第2次岩出市長期総合計画や学校教育基本方針、生涯学習振興計画、子ども読書活動推進計画等を策定し、教育行政の方向性を定めて取り組んできております。今後も多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働、未来への飛躍を実現する人材の養成、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成等を主眼として、社会の変化や要請等を考慮しながら、方向性を定めてまいります。

次に、教職調整額の見直しにつきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法というんですが、それに基づいて、県の教育委員会が、義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例によるものでありまして、市町村には給与事務に関する権限はございません。

ただ、議員のおっしゃるように、勤務実態等については刻々変化しており、多忙等の認識も我々は持っております。学校には法の適切な指導とか、勤務の割り振り等、行うように日々指導しているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、市長の方から答弁いただきました。本来、教育行政というのは、先ほども申し上げましたように、1人の首長によって偏った教育というのがされることは、厳に慎まなければならないというのが、戦後一貫した姿勢でありました。そういう中において、今後、岩出市長が教育行政の中に踏み込んでいけるといふこととなりますと、教育委員会そのものの共存というんですか、行政、首長と教育委

員会の役割分担というか、比重というのが逆転をするということがあってはならないと常々思っているんですが、その点については、いわゆる教育委員会が主体的に事を進めていくと。基本姿勢であることを確認をさせていただきたいと思います。

それから、その最たるものが、いわゆる人事であろうと思うんですね。だから、教育委員会の教職員の人事に首長が入ってくるということは、これは厳に慎むべき事項ではないかなというように思っていますので、今までもないと思いますが、今後もそれに対しては、教育委員会みずから判断できるようなシステムづくり、これは、裏返しには教育行政の安定性と政治的な中立というものを保っていく1つの大切な問題でありますので、その点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、教育総合会議の設置についてですが、これはいつを目途に設置をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、新教育長の資格要件のところ、今、教育委員会の委員長がご答弁をいただきましたが、首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれません。すなわち現在の岩出市の教育長は、岩出市の市民ではありませんので、新教育長には就任できないという要件があるわけです。それも3カ月前に住所を移しておれば、それは可能でありますけども、この点について、再度、お聞きをしておきたいというふうに思っております。

それから、基本計画の問題ですが、今、教育長が岩出市ではつくってないということなんですが、これは基本の努力規定なんでつくらんでいいんだというような、私にとってはとれる面があるんですね。しかし、教育行政の最も基本となるものですから、早期に作成して、立案をして、施行していくと。政策としてとっておくということが大切であろうと思いますので、その点についてお聞きをしておきたい。

それから、教職員の調整額の見直しの問題ですね。これは時間外手当の問題とも絡んでくるんですが、岩出市ではどれぐらいの時間外勤務がされているのか、実際に把握をされているのか、されてないのか、それから調整額ですから、暫定的に教職員については何%かの時間外手当分として、本俸のプラスして支給されている制度であるわけですけれども、先ほども申し上げましたように、実態とかなり乖離があるのではないかというのを私は危惧しているところであります。それについて、実態との比較がされているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

教育における首長とのかかわり、関係ということで、強化したのではないかというふうなことでありますが、冒頭、市長のほうからもありましたように、今回の法改正につきましては、大きなポイントとして、政治的中立性の確保ということが言われております。そういう点で間違いないだろうということで、これまで市長が市の方で財源等でいろいろご支援をしていただいているという、そういう中で、本当にこういったことの中で話し合いながら、本市のよりよい教育を求めていくことができるんだということで、よい制度、実態に即した制度になったのかというふうに思っております。

また、人事につきましても、これは大綱を定めておりますけれども、これまでの教育委員会につきましては、引き続き教育委員会は執行機関ということでございますので、この点につきましても、分野等、市の分野、教育でかかわる分野等のすみ分けもございますので、そういう点は踏まえての政治的中立性の確保だというふうなことであろうと認識しております。

それから、総合教育会議につきましては、来年の4月から開催するということがありますけれども、その中身とか内容について、今後、さらに精査していかなければならないと思いますので、いつ開くかとか、何回開くかということにつきましては、各自治体によるところでありますので、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、教育長の資格というところのお話で、岩出市民でなければ教育長にならないのかということですが、これにつきましては、現行の地教行法の中におきましても、公職選挙法第10条に、被選挙権について、市町村長について、年齢満25年以上の者ということの規定しかないため、岩出市に住所がなくても教育長に就任することが可能であるというふうな、そういう解釈で、先ほどの委員長のほうから当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者ということで、今の現行と何ら変わりのないものでございます。

それから、次に基本計画でございますけれども、決して努力義務であるのでということで、議員のおっしゃっているようなことではありません。本市のような規模の市町村では、教育振興計画を作成すると、かえって、そのことによって制限とか拘束が生じて、かえってマイナス面が出るのではないかと。その年度の状況等に応じて柔軟な対応、施策がとれないのではないかと、こういうことを考えて、問題点としてはあるのではないかと思っております。

先ほど述べたように、第2次岩出市の長期計画を策定しながら、その中に教育行

政についての方向を示し、また、今後、後期計画がありますので、そういう中での見直しを図るということになっておりますけれども、先ほど言ったように、他府県、他市の状況等も見ながら、そのことについては策定するかどうかということは検討していきたいと、そういうふうな意味でございます。

それから、教員調整手当の見直しの問題でありますけれども、教育委員会としての市内の教職員の実態については、把握しております。アンケートとかによるものであります。ただ、これにつきましては自己申告というふうなアンケートでございまして、本人の申告で、例えば、日曜日、土曜日でもクラブ活動に従事した者も、超過勤務というんですか、時間を超えての勤務と書いてあったりというふうなことで、そういったところでの正確さ等については、どうかというような面がありますが、学校訪問とか校長とか、また、職員団体の話し合いの中で、そういったことは十分理解しながらしておるところであります。

乖離という点におきましても、現在、教員の多忙化と言われていることは認識しておりますけれども、そういったことを踏まえて、先ほども言ったように、適正な勤務が行われるようにということで、我々は日々心がけているところであります。

○尾和議員 議長、実態把握の点が答弁ないんで、実態把握はされているんか、されてないんか、つかんでいるのか、つかんでないのか、その点だけ答弁してください。実態つかんでいるんだったら答弁してください。何時間ぐらいになっているのか。時間言われなかったでしょう。

○平松教育長 答弁の続きということで。先ほど言わせていただいたように、県の様式によるアンケートというものは実施しておりますけれども、これは自己申告であり、先ほども言ったように、部活動とか遠征など、そういう勤務割り振りを行ったものも含めているケースがあるということで、実態として正確ではないというふうなこともあるかと思っておりますので、数値につきましては、ここでこうやああだということは、それについては控えさせていただきたいなと思っております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、新教育長の資格要件のところ、私のちょっと認識不足かどうかわかりませんが、いわゆる首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれないという認識をしておるんですけども、今の答弁では、新教育長は被選挙権を有する者でなくても、当該市に住所がなくても新教育長になれるというご答弁であったと思うんですが、それについてちょっと確認をさせてください。そういうことなのか、

私はそうでないというふうに理解していますので、その点、再度確認をしておきたいと思います。

それから、総合教育会議の設置については、法が来年の4月1日から施行ですから、それまでにはきちっとつくって、条例等も関係してきますんで、それはきちっと議会の承認を得た後、施行するものでありますから、その点については、スケジュールどおり進めていただきたいというふうに思います。

それから、教職の調整額の点ですが、今、教育長が実態把握については明確に答弁がありませんでした。非常に乖離があるということについては理解をされているのかなと思うんですが、どれぐらいの乖離があるのかというのは、これは調べて、岩出市の小中学校の教職員がどれぐらい超過勤務しているのか把握をしておくべきであると。そうしないと、それに対して県の教育委員会に意見なり具申ができないわけで、実態としてつかむべきだと思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

教育長の被選挙権の有無についてでございます。先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、公選法によりまして、教育長は被選挙権を有する者と解しております。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

総合教育会議、これからまだ不明瞭な部分もございまして、詰めていけない部分もございしますので、時間をかけながら、研究しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、次の教職員の实態把握につきましては、先ほどにもお答えさせていただいたんですが、学校訪問とか、校長からの聞き取りとか、直接先生の聞き取りとか、また、職員団体等の話し合いの中で、岩出市としてはきめ細かく十分に把握したものと考えております。

以上です。

○松下議長 これで尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時45分から再開いたします。

休憩

(14時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきます。

防災対策についてであります。

これについては、9月議会において、岩出市内の土砂災害特別区域30カ所、特別警戒区域40カ所ということで明らかになりました。急傾斜地の崩壊特別地区は44カ所あると指定されておりますが、市民に日ごろから認識していただくためには、安全な場所に逃げるということが一番大切であります。そのためには市民に知らせるべきであります。

先日、私、個人的に知人と箕面の滝ということ、紅葉を見に行ったんですが、この滝まで行くところ、この地区は過去に大洪水があつて、土砂災害があつたということで、人の命を奪う被害が発生しておつた場所であります。犠牲者の碑も建立されておりましたが、滝まで約40分ぐらい、徒歩で、両側に切り立った岩があり、これが崩壊したらという思いで通つておりました。しかし、その場所には、等間隔に土砂災害危険区域の啓発看板が掲示をされておりました。

そこで、岩出市においては、避難場所の掲示板は設置がされましたが、この土砂災害区域について、早期に啓発の看板を掲示していただきたいと、そのことを要望したいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 防災対策について、お答えいたします。

土砂災害危険区域に啓発の看板設置についてであります。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、9月議会で尾和議員にご答弁しましたとおり、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行つており、また、岩出市ウェブサイトから「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しています。さらに市民の命を守ることが大切であることから、3月1日に全戸配布を予定している岩出市防災マニュアルに掲載し、住民に対して周知を図るとともに、大雨が続き、危険であると判断した場合、パトロールを実施し、啓発を行つてまいります。したがいまして、啓発の看板について、現在のところ設置する考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、啓発する看板を設置する考えはない。これは市長の考えですか。市民の命等を守るために、費用はそんなにかからんと思うんですね。市長がだめだということで今答弁されたんだと思うんですが、これは最低限必要な箇所に、防災マップはありますが、この場所が危険区域ですよと。いざというときには、大雨等については避難してくださいよという、少なくとも市民啓発の1つの看板ですから、費用はそんなに何百万もかかるわけでもありません。早期に設置をする、そういう考え方は、市長にはここから先もないんですか。再度、市長の答弁を求めます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、市民の命を守ることが大切であるということは十分認識しているところでございます。指定区域は広範囲にわたっていますので、全体を網羅することが難しいことから、一部に看板を設置した場合、その設置した場所だけが危険であると誤った認識をされることが懸念されることから、現地への看板というのは、現在のところ考えておりません。

参考に、和歌山県内、他の市町、どういう状況かといいますと、まず和歌山市には観光地のための3カ所に設置しています。それ以外には予定がないということです。海南市、紀の川市、有田市、新宮市、かつらぎ町といったところには看板の設置の予定がないと聞いております。それから、橋本市につきましては、そもそも指定がないので看板の設置はございません。田辺市につきましては、熊野古道の1カ所みの設置ということで、それ以外の予定はないということでお聞きしております。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 こんな簡単なことで時間をとりたくないんですが、今、他市がやってないから岩出市もやらないんだというような言われ方、それから、危険区域が広範囲であるんで、1カ所だけすると、その周辺の人だけがあれするんだということなんです。それは百も承知の上で、この一帯、この部分については非常に危険ですよという啓発の意味で、その場所に、全体にせえというわけじゃないですよ。その場所場所に1カ所から2カ所ぐらいの啓発用の看板を設置してくださいという市民か

らの要望になぜ応えられないんですか。金が惜しいんですか。金がかかるんですか。どれだけかかるんですか。それぐらいのことなぜしないんですか。市民の命を守るという立場なら。再度答弁してください。もうこれ以上言いません。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、他市がやっていないからということではございません。冒頭から申してまずように、市民の命を守ることが大切であるということは十分認識しております。現地の看板は設置はいたしません、大雨が続き危険であるようなとき、そうと判断をした場合、パトロールを実施して、啓発を行ってまいるということでございます。決して費用がかかるからとか、他市がやっていないからということではございません。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問を行います。

これもずっと答えていただいたら、ずっと終わりますんで、よろしく願いしたいと思うんですが、若もの広場についてであります。

根来の若もの広場に関して、つい最近、各種団体から、いろいろ協議をする際、時計を外してすることもあり、時間を確認したいと。場内の場所に一目でわかるような大き目の時計をつけてもらえないだろうかという要望であります。全体から見て、適当な場所に時刻が見てわかる時計の設置をすべきであると考えておりますが、これは若もの広場と、それとテニスと、それから下のサッカーが主にされているグラウンドですね、それも含んで考えてもらったら結構ではないかと思うんですが、時計の設置をお願いをしたいという市民の声に、岩出市はどう応えるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 若もの広場への時計の設置につきましては、既に要望を受け、平成27年度設置に向けて検討をしております。また、テニスコート、サッカー場につきましても、今後の課題として検討をしております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、検討するということじゃなくして、27年度設置しますという理解でよろしいですか。検討するといったら、いつになるかわからんでしょう。こういうのは常識として予算を組んでやっているんだから、27年度、できたら26年度中にやっていただいたらありがたいんですけども、早期に設置をするという素直に答弁したら市民は納得するんですよ。私も納得します。ご答弁をいただきたいと思っています。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 再質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 再々質問ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あのね、一言言わせてもらおうとね、お役所言葉というのはやめてほしい、お役所言葉というのは。この場は市民と行政との話ですから、率直に27年度に設置を検討するんじゃないかと、27年度中につけますと言うたらそれで済むことじゃないですか。なぜそれを言わない。役人の言葉というのは市民にはわからない。一般市民にはわからないので、再度答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 再々質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 これで4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問についてですが、これ9月議会で私が質問して、その後、還付加算金の返還についてですが、その後、再計算して返還すべき金額は幾らであったのか、詳細に求めます。

さらに、いつどのような方法で市民に返還をしたのか、現在進行中なのか、その際どのような内容の文書を同封したのか、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

5番目の還付加算金の返還についてであります。

個人住民税では、平成21年度、63件、19万4,300円、平成22年度、48件、16万3,400円、平成23年度、30件、10万9,700円、24年度、54件、23万1,600円、平成25年度、34件、10万3,400円、合計80万2,400円、延べ229件、対象者数は136名でございます。

次に、いつ返還したのかにつきましては、平成26年10月30日と11月14日、合わせて133人分を支払い済みでございます。なお、対象者が死亡により、うち残り3人分は、現在調査中でございます。それから、通知文についても、おわび通知文を送っております。

以上です。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き還付加算金の返還について、お答えいたします。

国民健康保険税では、平成21年度、31件、14万7,000円、平成22年度、32件、9万5,400円、平成23年度、20件、5万2,500円、平成24年度、19件、8万9,100円、平成25年度、11件、3万9,500円、合計42万3,500円、延べ113件、対象者は91人です。

次に、後期高齢者保険料について申し上げます。平成21年度、2件、5,300円、平成22年度、10件、1万8,200円、平成23年度、7件、1万500円、平成24年度、6件、8,200円、平成25年度、3件、4,700円、合計4万6,900円、延べ28件、対象者は26人です。

次に、国保税の返還について、平成26年10月30日に73人、11月25日に13人、12月17日に1人、合わせて87人、41万7,500円を支払っております。なお、残り4人、6,000円は調査中でございます。

次に、後期高齢者保険料では、平成26年10月31日に21人、11月28日に4人、12月25日支払い予定分1人を含めると26人、全額支払い完了となります。

次に、介護保険料についてでございます。平成21年度はございません。平成22年度、11人、1万3,300円、平成23年度、11人、1万5,600円、平成24年度、14人、2万2,500円、平成25年度、1人、1,000円で、合わせて37人、5万2,400円です。

次に、返還については、平成26年11月28日に30人、12月26日支払い予定の4人分を含めると、34人、4万8,400円を支払うこととなります。なお、残り3人、4,000円については、振込先の届出待ち2人、調査中1人です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず4名の方が、今、死亡によって調査中ということなんですが、これは、いわゆる死亡によって、その相続権を有している人が確定できないんで保留という理解でよろしいんでしょうか。それが第1点と、2点目に、同封して文書を入れられたということなんですが、この同封した文書については、後で私の方にいただきたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

死亡者の調査中の件でございます。議員ご指摘のとおり、相続人が確定できていないためでございます。

それから、2点目、通知文の届け書のコピーということでございますけども、情報公開から言いますと、閲覧は可能でございますので、申請をしていただきたいと思います。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

未処理分の国民健康保険の4人でございますが、相続人の調査中が1名、それから、2名につきましては子供の方に送付してございますが、連絡がないということで、引き続き再度電話等で連絡をしているところでございます。それから、介護保険料の3人でございますが、1人が死亡ということで、現在、相続人を調査中ということなんです。あとの2名でございますが、1名は届出待ち、1名につきましては、現在、連絡がとれないので、再度通知し、届出を待っているという、そういう状況でございます。

それから、おわびの文書につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、共通番号制度についてお聞きをしたいと思います。

いわゆる一般的には、マイナンバーというような表現をされるわけではありますが、この共通番号制については、2012年の2月14日に、国会で可決をされ、その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という長い

文書であります。法案名が示すとおり、国が他の多くの分野において特定の個人を識別する時代が今訪れようとしているわけであります。国民一人一人に番号を振り分けて、年金や納税などの情報を一元的に管理をする共通番号制、これが2年後の2016年1月からスタートします。

行政サービスの向上や事務の効率化、手続の簡素化などのメリットがある反面、プライバシーの侵害や個人情報の漏えいなど不正利用などが心配をされているのであります。

2年後から実施されるマイナンバー制度とは、ICチップ付きの12桁の個人番号カードを交付して、呼ばれる共通番号制度関連法、いわゆる国民総背番号制がスタートするわけであります。2015年の10月から国民一人一人に12桁の個人番号を記して通知カードが郵送されるということでありまして。そして、2016年の1月から名前や住所、性別、生年月日、固有のマイナンバーと自分の顔写真などが記載されたICチップ付きの個人番号カードが通知カードと引きかえで交付されると。このマイナンバー制度について、どういうものか、それはなぜ必要なのかということ、今問題になっております。

2016年から実施されるマイナンバー制度とは、各省庁が個別に管理している個人情報を共通番号で一元的に管理をして、現在、私たち国民は一人一人が多くの個人番号を持っております。例えば、年金手帳の基礎年金番号、健康保険証の番号、運転免許証の番号、さらにパスポート番号、税金を納める場合の納税者番号、住民基本台帳コード、雇用保険や介護保険の番号などでありまして。これら税金関係、年金、社会保障、住民基本台帳、運転免許証、パスポートという国の行政サービスが省庁の縦割りでなっているため、個人情報を管理するため、個人番号が数多く存在しているのであります。

マイナンバー制度とは、各行政機関が個別に番号を割り振って管理していて、個人情報を1つの共通番号によって一元的に管理しようとするものであります。具体的には、各自治体が管理している住民基本台帳ネットワーク、住基ネットをもとにして、全ての国民に個別の番号を割り振ります。これを共通番号として、それぞれの役所が管轄している年金、医療、介護、税務といった個人情報をリンクさせて一元的に管理をし、これによって行政機関は、国民一人一人についての所得や納税の実績、年金など、社会保障の実態を把握しようとしているのであります。これは国民一人一人の同意を得ないで、これらの情報を使用するというものであります。この制度は法定受託事務で、住基ネットの主体は形式的であったんであります、自

治体だけが国の事務であります。

そこで、岩出市においてこの制度についての体制について、どうなっているのか。

2番目に、今までのシステムのために多額の予算が使われてきていると思うんですが、今後のシステム開発及び予算化について、どうなるのか。

3番目に、個人情報保護に関して、第三者機関の設置はどうされるのか。

4番目に、今後の導入についてのスケジュールはどうか。

5番目に、住基ネットとの関連についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

社会保障・税番号制度につきましては、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることから、当市においても、平成28年1月の個人番号カードの交付に向けて、システム改修委託料の予算化や関係部署への担当者設置などを行い、順次取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、総務部長の方から答弁させます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

1点目の庁内体制についてでございます。

番号制度の導入を円滑に行うため、全庁的体制として、本年7月から関係部署に番号制度担当者を配置し、担当する事務事業との関連を調査・検討し、順次進めているところでございます。

なお、番号制度導入に当たっては、システム改修や情報セキュリティについての専門的な知識が必要であることから、総務課情報推進室において、その取りまとめを行っております。

また、職員研修につきましては、番号制度に限定したものではなく、情報セキュリティ研修を本年8月22日に実施し、コンピュータシステムの安全性やデータの機密性保持について研修を行いました。

次に、2点目のシステム開発及び予算化については、番号制度に対応できるシステムとするために、現在、基幹系システムを改修し、対応いたしております。また、予算については、今年度の歳入歳出予算に計上しておりますが、次年度においても

計上を予定してございます。

なお、番号制度導入及び運用に係る経費についての国への要望については、全国市長会を通じて行っているところであります。

次に、3点目の個人情報保護に関して、第三者機関の設置についてはでございますが、番号制度の導入に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、個人のプライバシー等の権利、利益侵害の未然防止や国民の信頼の確保を目的として、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。

本市での特定個人情報保護評価は、本年10月時点で調査結果では、特定個人情報ファイルの対象となる人数等における「しきい値判断」において、第三者点検の必要はございません。このことから、特定個人情報ファイルに関連する事務を進める中で、基礎項目評価を行い、特定個人情報保護評価書等を作成し、特定個人情報保護委員会に提出の後、その内容を公表する予定としてございます。

なお、市においての新たな個人情報保護委員会などは設置せず、現在設置されている岩出市情報公開・個人情報保護審査会において、個人番号制度運用時の個人情報保護に関する審査を行う予定であります。

次に、4点目、今後のスケジュールはどうかについてでございますが、導入に伴う業務変更後の業務フローの作成や特定個人情報保護評価書の作成、現行業務への影響度調査を行った後、関連する基幹系システムの改修を行うとともに、特定個人情報へのアクセス制御権等、技術的な面においても情報セキュリティに問題がないか調査・検討を行ってまいります。

次に、5点目の住基ネットとの関係はどうかについてですが、住基ネットで保有される情報は、本人確認情報と呼ばれる個人を特定するための情報であり、住民票コード及び4情報、氏名、住所、生年月日、性別でございます。番号制度は、国民一人一人に新たな12桁の番号を割り当て、社会保障分野や税分野などの個人情報を番号で把握・管理するものでございます。

なお、住基ネットの住民票コードは、事務手続の際に、そのまま利用することができます。

次に、セキュリティ面については、番号制度の必要な情報は、必要なときだけやりとりする分散管理の仕組みをとっていることから、個人情報が漏れることはないと考えます。

情報提供の制約につきましては、法律等で定められた社会保障、税、災害対策の手続以外で利用することはできませんが、詳細については、現在未定でございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、マイナンバー制度についての流れを説明をしていただきました。今日、この住基ネットの問題について言われているのは、マイナンバー制度について、住基ネットについては、2002年の8月に稼働して、もう既に12年が経過しているんですけれども、住基ネットで保有されている人は、国民の5%、あるいは3%とも言われている現状であります。この住基ネットにかかった費用、初期費用が2億3,000億円、地方自治体が、その後、コストランニングとかメンテナンス等で1億5,000億円、支出をしているという代物であります。まさしく、この住基ネットそのものが無駄な公共事業であったということを裏づけております。

現実的に、またマイナンバー制度においては、6,000億とも、あるいは1兆円とも言われる国民の税金がこのマイナンバーに使われ、各地方自治体は、初期の設置の費用については国が持ちますが、その後の運用、ランニングの費用、これについては、各地方自治体の持ち出しにならざるを得ないわけでありまして。そういう意味では、このマイナンバー制度そのものに疑義があり、何のためのマイナンバー制度かということが、今問われております。

公共事業のこの無駄遣いを一面で言えば、地方自治体では、このマイナンバーに詳しい職員はほとんどいないわけでありまして。そうしますと外部委託になってきているのが実態であります。外部委託となりますと、いわゆる日立とか、東芝とか、NECとか、こういう大手のいわゆる大企業のコンピュータ専門の職員に任さざるを得ないと、こういう実態になっていくのであります。まさしく税金の無駄遣いであるということが明らかになりつつあるわけでありまして、そこで、今ご答弁をいただきましたが、希望する窓口で、マイナンバーが割り振りされますと、全て突合されまして、いろんな情報が突合されまして、住所から家族構成から病歴から預金の残高から預貯金のぐあいとか病歴、そういうものが一括して、ぼたん1つで、Aという人物をターゲットにして集約できると、見ることができるという代物であります。また、その上に、その人の思想、信条まで立ち入って見ることができるという代物になろうとしているわけでありまして。まさしく国民一人一人が番号を振られて、自由に国で管理できると、こういう代物の内容であります。

確認をしたいんですが、今後、今、IDカードによって行われる、日本に住んでいる全ての住民票がある人、それから外国籍も対象になります。それから、本人の

同意をとらないで利用するという事になると思うんですが、このマイナンバー制度については、民間の利用については制限はどうなっているのか、これについて、まず第1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、住基ネットの上に、この共通番号制というのが2階建ての形で乗ってくるわけで、これらのマイナンバー制度について、本来、本当に必要なものであるかということが問われていると思うんですが、市として、これについてどのようなお考えを持っているのか、まず2点ばかりお聞きをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の制限等についてでございます。

マイナンバーの利用についてですけれども、いろいろと議員ご指摘のように、不安視される部分があると思いますけれども、この制度については、厳格な本人確認の仕組み、それからマイナンバーを有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置を十分にするように取り入れてございますので、そういう心配はないかというふうに、今考えます。したがって、民間利用の方の分についても、その趣旨にのっとった形の運用と、こういうことになります。

それから、2点目の関係でございますけれども、マイナンバーの必要性でございますけれども、先ほど尾和議員がおっしゃったように、住基ネットとの関係がございませぬけれども、あくまでも国の施策でございます。そういうふうなことから、市としては必要であると。ただ、この住基コードの関係については、マイナンバーコードを振る上での、重要な番号を符号する上での生成のもととなる情報ということになりますので、十分この住基コードの方についての必要性もあると考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、民間利用については、制限が加えられているということなんですが、このマイナンバー法の条文には、一言もそのことについては、制限するという条文がどこにも見当たらないんです。そういう状況の中で民間利用については、制限をすることができるという今答弁ですが、どこの条文にそれが載っているのか確認をさせてください。

それから、これはアメリカと、今、韓国、韓国は1960年代に導入されて、マイナ

ンバー制度によって全てが管理されている。いろんな情報がやりとりされて、漏えいをしているという実態があります。日本でも必ずそのことが発生をします。このマイナンバーの一番欲しがっているのは民間なんです。民間の企業が欲しがっている。私たちが買い物して、現金で買い物する場合でも、それは何を買ったというのはわからんですけども、マイナンバー制度が導入されると、全ての買ったものについて証明するものを出してくださいということになりますと、それを提示しないと全てが発行してくれない。持たざるを得ないようにしむけていってやっていくというのが実態になっているわけです。

韓国の今お話をしましたが、アメリカでも2つから3つ、マイナンバーに似たコード番号があるわけですが、それにおいても全てが突合されまして、悪用される、漏えいされるというのが頻繁に起きているわけでありまして、これは私たちが知らないうちに、一人一人の情報がだだ漏れになるという実態になろうと私はしているわけでありまして、例えば、税金で不動産を買った。納税した。土地を買って納税をした。その場合、必ずマイナンバーを示してくださいと。

例えば、市役所の住民課へ来て、住民票をとりたいんだと言ったら、マイナンバーを示してくれと、そうしないと発行しないというようなこともありますし、税務署へ行って納税したいと。あなたのマイナンバーは何ですかということで確認をしていくわけでありまして、個人だけじゃなくして、会社全ての法人も番号を割り振られて、全ての情報が国によってつかまれると、こういう実態になるわけでありまして、そういう意味では、民間利用というのは一番求めているのは民間の会社なんです。行政もそれに一翼を担っていくということになるんですが、その点について、民間利用は絶対ないのか、再度、お聞きをしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の件について、関係法令条文はどうかについてでございますけど、今、条文等の資料はございません。しかし、民間の事業者の利用における規定につきましては、法律、条例等で規定されておりまして、社会保障関係、税関係、災害対策、このような手続で利用する。それ以外はできないと、こういうことになってございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

それから、他国のナンバー制度導入に伴う不安視の件ですけれども、番号制度は厳格な本人確認の義務づけ、それから利用範囲を法律できちっと限定している、そう

いうふうな措置を講じておりますので、ご心配されるようなことのないように努めてまいりたいと思います。

それから、情報の管理につきましては、各行政機関で管理していた個人情報を引き続き管理することになるので、一元的に情報を管理するのではなくて、分散管理の仕組みをとっておりますので、その辺のところから考えますと、情報の漏れることはない、このように考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほどの共通ナンバー制度については、引き続き、また次の機会にやらせていただきたいと思います。

7番目の予防接種について、お聞きをしたいと思います。

近年、病気の予防のために推進している予防接種に関して、副作用による諸問題が発生しております。私は、今回の質問は、その予防接種のマイナス面とプラス面を論じることはいたしません。ここで問題にしたいのは、今回、予防接種における医療機関に支払っている支払いの件であります。今回問題にした大きな点は、予防接種における支払いで、通常払わなくてもいい予防接種の費用を払っているという実態が明るみになってきております。

岩出市の予防接種についてお聞きをしたいんですが、予防接種の種類と対象者及び回数、それから予防接種に当たって委託契約書は誰なのか。それから、委託料の詳細及び積算金額はどうか。それから4番目に、同日、同じ日に、時間は多少30分なり1時間ずれるんですが、同日・同時に接種件数、全件数は何件あるのか。2種類を接種した場合、3種類を接種した場合、4種類、5種類別にご答弁をいただきたいと思っております。

それから、診療報酬算定方法との整合性について、岩出市はどのように考えているのか、まず質問をしたいと思います。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の予防接種についてのご質問にお答えいたします。

予防接種について、定期予防接種の対象疾病は、BCG、三種混合、MR、麻疹、風疹、日本脳炎、二種混合、ポリオ、四種混合、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球

菌感染症の15種類でございます。

乳幼児期における対象者は、それぞれの予防接種で接種期間に違いがありますが、生後2カ月から7歳半まで、また小中学生では9歳から15歳の期間が対象になります。高齢者では、インフルエンザが65歳以上の方、肺炎球菌が65歳以上の5歳刻みの方と100歳以上全員の方であります。

平成25年度実績では、全予防接種の対象延人数は4万8,505人で、延接種回数は1万8,849件であります。

次に、2点目についてであります。一般社団法人那賀医師会と公立那賀病院、一般社団法人和歌山県医師会であります。

3点目と5点目についてであります。平成26年度、那賀医師会との予防接種業務委託契約では、BCG、1万40円、三種混合、6,910円、麻疹、9,820円、風疹、9,830円、日本脳炎、8,910円、二種混合、6,380円、ポリオ、1万420円、四種混合、1万2,520円、ヒブ、8,840円、小児用肺炎球菌、1万2,150円、ヒトパピローマウイルス、1万6,520円、水痘、1万630円、高齢者インフルエンザ、4,590円、成人用肺炎球菌、8,680円であります。

積算金額につきましては、国が示す予防接種の積算基準を参考に、診療報酬の金額を考慮して設定した単価について、医師会と協議し、決定したものでございます。

4点目についてであります。インフルエンザを除き、把握可能な直近の平成26年10月の予防接種委託料請求分1,367件のうち、同時接種件数は2種類が129件、3種類が90件、4種類が1件であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。今回、予防接種の中で、私は予防接種を同日に行って、同日に接種した場合、整合性の問題であります。国保の保険、医療機関において、これは厚生労働省の省令で、A000、初診料というところに区分としてあるんですが、この場合、このように明記をしております。「1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り135点を算定できる。ただし書きの場合においては、注3から注7までに規定する加算は算定しない。」ということに、国保を使った場合は、そういう厚生労働省の方の通達があります。

今、部長が答弁された2種、1,367件、2種をやった場合、いわゆるワクチン2種類、1日に2種類やった場合は129件、1日に3種類やった場合は90件、4種類を1日でやった場合、1件だということを言われました。そこで問題にしたいのは、このワクチン接種の初診料の算定方法であります。国民健康保険法では、1日に何種類の診察をしても治療しても1回のみ初診料でいいんだと言いながら、このワクチン接種については、初診料を2種類の場合は、1回ごとに初診料を算出して、料金を岩出市は払っているということになるわけであります。

現在、初診料については、若干値が上がっているんですが、私の知っている範囲では、1回の初診料で2,700円なんですね。2種類ですから、2,700円プラス2,700円、それにいろいろな事務手数料とか加算されて、金額は算出されるわけありません。それは、いわゆる問題だということを私は指摘をしたいと思うんですが、自主診療という形で、岩出市がそういう契約をすること自体、これは問題であるというように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、これは小児学会の予防接種の同時接種に対する考え方として、学会から所見が出ております。この所見によりますと、予防接種を同日にやっても、同時に接種しても問題がありませんと。細かく学会の方から出ておまして、その利点として、ワクチンの接種率が向上すると。それから、子どもたちがワクチンで予防される疾患が早期に守られる。保護者の経済的・時間的負担が軽減すると。医療者の時間的負担が軽減するから同時接種はいいんですよと言いながら、いわゆるこのワクチン接種の医療費の支払いについては、別々に初診料を払っているという実態が、ほかの市町村でありました。

岩出市はどのような形で初診料の算定をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、決算書の中で25年度については1億4,700万余り、それから24年度では1億4,500万、それから23年度は1億3,500万、予防接種委託料というのが支払われております。それから、22年度は予防接種委託料が6,900万、この22年度からどーんと約倍ぐらい、予防接種委託料が増えているんですが、これについての理由をお聞かせください。

それから、今、部長は具体的に積算の算定基準についてはご答弁がなかったんですが、その具体的な算定の基礎となる細目に当たってご答弁をいただきたいと思っておりますが、手元に持っておられるかどうかわかりませんが、あるのであればご答弁をいただきたいというふうに思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、22年度以降の各年度での決算額において増額しているその理由から、まずお答えさせていただきます。

まず、平成22年度以降に増額している理由につきましては、国の予防接種制度の見直しにより、平成22年度にヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業の実施、それから、平成23年度に同3ワクチンの定期接種化、平成24年度には不活化ポリオワクチン及び四種混合ワクチンの定期接種化、平成25年度に風疹ワクチン接種費用助成事業の実施、それに平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化や任意予防接種費用の助成事業によるものでございます。

続きまして、初診料の二重払いの関係でございます。

まず、この予防接種というのは保険診療ではございません。自由診療ということでございます。その金額設定については、定められたものというものはございません。初診料等については、医療行為の対価として用いている診療報酬点数表の項目と同等でなく、国の基準に基づいたものでございまして、他の自治体においても同様であり、同時接種時においても二重払いには該当せず、医師会との協議により契約して予算執行しているものということでございます。

それから、診療報酬の積算の関係でございますが、市では、国の方で示している接種単価というのは、厚生労働省が総務省へ地方交付税を要求するときの単価ということになりますが、問診等の初診料ということで、診療報酬の初診料2,820円、6歳未満児の乳幼児加算が750円、それに3歳未満児の育児栄養指導料あるいは事務費、それから注射実施費、それと事務費を足した額に消費税を加えるというような形で算定を行っているものでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。いわゆるこれは予防ワクチンは自由診療であって、通常の疾病に伴って治療するものではないので、同日、同時に接種しても、各ワクチンの接種については、もともと原価というのがありますよね。BCGとか風疹とか、いろいろなワクチンの原価がありますよね。原価に対して、次に初診料というのが2,820円かかるということで、その後、初診加算と、それから注射料、それから育児栄養指導料という形、それから事務費等々が加算されて、積算して支

払っているということについては、これは当然やと思いますが、なぜ同じ日に同じ児童に対して、Aワクチンを打って、Bワクチンを打って、Cワクチンを打っても、初診料というのは、なぜ同じように支払わなければならないのかというのが、今、私が指摘している問題であります。

児童を医者が診るのは、同じAさんであります。それにもかかわらず、接種する種類によって初診料をその都度払うと。これは税金の無駄遣いであるという認識ではないという理解でよろしいんですか。私はこれは明らかに税金の無駄遣いであると。早期に医師会と関係する団体と話をして是正をすべきだ。

試算によりますと、ある地方自治体では、年間500万ぐらい、その費用がかかっているわけであります。岩出市については、まだ具体的な資料をいただけていませんのでわからないんですが、子どもの人数にもよりますし、少なくともそれに近い金額は二重払いで医者に払われていると。実態が明らかになってくるんではないかと私は思っておりますが、それについて、岩出市では是正する考えはないのかどうか、これは問題だという認識はあるのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

初診料の二重払いの部分でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、あくまでも、これは保険診療として支払うものではなくて、自由診療として委託料として支払っているというものでございます。積算に当たって、特別なものがないので、国が示している診療報酬基準を使っているということでございます。

まず、同時接種についてでございますけれども、定期接種実施要領というものが、これは出されてございます。その中で、国においては2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができることと、このように書かれているわけでございます。

医師の初診に際してでございますけれども、予防接種に係る業務というのは、定期予防接種実施要領に準拠しなければならないことは当然でございます。接種時点での診察と接種行為だけでなく、母子手帳の予防接種歴の確認、予防接種の必要性の説明、接種スケジュールの提案、副反応や健康被害、救済措置の説明、これらに伴う保護者からの質問への回答、ワクチンの納入と保管、接種の日時の設定と予約、接種当日の予診と接種実施の最終確認、接種実施と接種済票の交付または接種記録の記載、接種後の注意事項の説明、説明後の副反応への対応、市町村への実施

報告書と受診票の提出等、ワクチンごとにわたります。

同時実施の場合は、同時接種の必要性や副反応の説明も必要となり、接種スケジュールの提案時にも適切かつ慎重な判断が必要となります。とりわけ23年3月ごろに相次いで起きた同時接種後の死亡事例の影響で、同時接種の有用性等につき誤った理解をされている方もいるため、より丁寧な説明と慎重な判断が必要であることなど、初診料相当分に係る業務内容は多岐にわたるもので、同時接種時にもワクチン接種ごとに必要であると考えてございます。

先ほど申し上げましたように、市といたしましては、初診を二重でカウントしているというような考えはございません。

なお、平成24年5月に予防接種制度の見直しということで、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会というものがございまして、そこでは第二次提言というものが出されております。そこにはいろいろ書かれているわけですが、接種費用のうち問診料等については、診療報酬点数を参考にしていることが多いと。今後、委託契約の価格の実態について地方自治体への調査を実施するなど、適切な問診料等の水準のあり方について検討するというような形で、提言のほうが出されているということでございます。

市といたしましては、こうした国の動向に注視しながら対応していきたいというふうに考えてございます。現時点では、基本的には問題はないと、このように考えております。

○松下議長　これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　新設根来安上線について、お聞きをしたいと思えます。

さきの行政報告で、市長の方から若干報告がありました。岩出のインターのアクセス道路として、市道根来安上線改良事業についてであります。全線の改良工事は全て発注して、そのうち386メートルの区間が完了したというご報告がありました。この件について、当初の工事法線、工事予定と変更はなかったのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、工事の進捗状況について順調に進んでいるのか、また、供用開始について再度いつになるのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、この工事の総工事費用は幾らと見込んでいるのかということをお聞きをしたい。

それから、この工事入札についてですが、入札の結果報告というのをいただいておりますが、この結果報告を見ると、失格者とか辞退者が非常に多いんですね。なぜ、こういうような実態になっているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 新設根来安上道路工事について、工事の進捗状況についてであります。本年10月末までに全線の改良工事を発注し、そのうち386メートルの区間が完了しております。現在施工中の工事が完成すれば、進捗率は事業費全体で85.2%、工事費ベースでは78.2%となります。供用開始は、仮称でございますが、岩出インターチェンジ供用前の平成27年8月を予定しています。

当初計画からの法線変更につきましては、平成18年当時、既設の市道安上2号線までの区間を計画していましたが、用地取得困難なため中止したもので、現在実施している市道根来安上線につきましては、法線等の変更をしておりません。なお、市道路線の認定時、議案として記載しているのは、路線名及び起終点のみであります。

次に、総工事費用についてですが、約6億円で、工事費用の算出については、和歌山県下統一の土木工事標準積算基準書をもとに適正な設計を行っております。また、入札辞退の理由は、配置できる技術者が確保できないとのことであります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。根来インター、フルインターの工事の進捗状況も順調に進んでおると思うんですが、まず、仮に根来インター工事が完了しなくても、この新設道路については27年、来年の8月に供用開始をするということにされるということでしょうか。京奈和自動車の工事がおくられても、この予定については、そのとおりに供用開始をするということであろうと思うんですが、それによろしいんですか。

それから、入札の問題であります。県の工事入札に連動して実施をしているということですが、今回、県の工事予定については、現場監督については、条件がある程度緩和されてきている面もあります。そういう中において辞退者が出たという理解でよろしいのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから、失格する会社が2者と1者で、2-1号、2-2号で見ますと、失格

するのはなぜかなという、一般常識から考えて思っているんですけども、条件つき一般競争入札とした理由についても、その理由をお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

仮称の岩出インターチェンジの工事がおくれても、市道根来安上線は供用開始するのかという質問ですけれども、予定どおり供用開始いたします。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

入札の関係でございますけれども、入札辞退の件でございますけれども、それにつきましては、最低制限の関係で失格となっております。

それから、条件付一般競争入札とした理由についてですけれども、これにつきましては、岩出市建設工事等条件付一般競争入札の試行に関する要綱第2条の規定に基づきまして執行したものでございます。予定価格が5,000万以上の建設工事ということになります。

○松下議長 以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日開会以来、本日まで議員各位には、議案の審議等に連日ご精励され、加えて議会運営に当たりましてはご理解とご協力を賜りまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

年内も10日余りを残すことになりました。議員各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上のため、ご活躍をいただきますとともに、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

慎重審議、ご苦労さまでした。

これにて、平成26年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成26年12月18日

岩出市議会議長 松 下 元

署名議員 田 中 宏 幸

署名議員 西 野 豊